

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (16.2定)			
日 時	平成16年6月18日(金)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時53分
場 所	第 2 会 議 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	大竹委員長、高橋副委員長、上野・大畠・菊地・成田・ 佐々木(茂)・小前・井川・山口・古沢・佐藤 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・ 市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、小樽病院事務局長、 保健所長、消防長、建設部参事 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木茂委員、古沢委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大橋委員が上野委員に、森井委員が大畠委員に、武井委員が山口委員に、斉藤陽一良委員が佐藤委員に交代いたしております。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

福祉部高齢・福祉医療課長。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

昨日の予算特別委員会におきまして、共産党の菊地委員の福祉医療助成に関するご質問に対し、私が道内主要10市中、乳幼児医療で市が上乗せしている状況は、小樽市を含めて2市とお答えいたしましたが、正しくは対象年齢を上乗せしている市は、小樽市を含めて9市でしたので、慎んでおわびを申し上げますとともに、訂正させていただきます。

委員長

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、市民クラブ、れいめいの会の順序といたします。

それでは質疑に入ります。公明党。

佐藤委員

15年度決算見込みについて

15年度決算見込みから聞きたいと思います。

見込みとしましては、まだ固まっていないのしょうけれども、去年、あの時点からやっておりますので、いくらか固まってきたと思いますので、どのぐらいの数字になっているか、お知らせください。

(財政) 財政課長

会派説明のときには、収支の決算見込みが約3,600万円ということで資料をお渡ししておりますが、通常の決算の精査中ではございますが、この3,600万円が多少いい方向に増えるのではないかと思います。4,000万円を少し超えるぐらいになるかと思っております。

佐藤委員

今回の決算は、他会計から1億円を借り入れて、それで収支を合わせたという形になっているわけですね。実質単年度収支につきましては、どんな数字になってくるか、教えていただけますか。

(財政) 財政課長

実質単年度収支のお尋ねですが、今年度の実質収支3,600万円として計算させていただきますと、昨年度の実質収支が1億4,500万円でございますので、単年度収支としては、マイナス1億900万円と15年度は第3回定例会において7,300万円と前年度繰越金を財調に積み立てておりますので、これを差し引くと15年度の実質単年度収支はマイナス3,600万円ぐらいになるかと思っております。

佐藤委員

単年度収支は3,600万円の赤字ということですね。借入金も8億円ぐらいということで、たしか一昨年は4億円

を貸出ししていますね。そういうことの関係について。

(財政) 財政課長

昨年度の実質単年度収支は、マイナスの3億6,700万円でした。ただ、今、佐藤委員おっしゃるように、昨年度の決算におきましても、2億6,000万円を財調から崩し、減債基金から12億1,500万円を崩し、そのうち開発基金から4億円を崩しているということを考えますと、実質単年度収支の実質的な状況といえますか、そういうやりくりを含めて、本当はどのぐらいの赤字かということ、昨年度は19億円の赤字だったということです。それが、今年度の場合、8億円の借入れをしておりますので、先ほども申し上げました3,600万円の赤字に加えて、8億円の赤字要素があるということで、8億3,600万円の赤字ということになります。

佐藤委員

それで、4月に水道事業会計に2億円を償還しているわけですね。また、新たに6億円借りたと、そういうことですね。サラ金みたいことをやっているのですね。これは仕方がないと思うのですが。あと産業廃棄物等処分事業会計から2億円を借りたということで、このおのおのの借入れに関しましては、いわゆる期限と利息はどのぐらいになるのですか。

(財政) 財政課長

15年度に水道事業会計から6億円を借りたわけですが、代表質問でも答弁申し上げましたとおり、今年4月にその3分の1の2億円を返しております。その6億円に関しましては、据置きなしで3年間で均等にお返ししようと考えております。それから、産業廃棄物等処分会計につきましては、15年度に2億円を借りておりますが、これにつきましては、今のところですが、2年程度据え置いて、その後5年、7年間で返そうというような予定でおります。利息につきましては、基本的には小樽市の一般会計が市中銀行から短期借入れをしておりますが、そのレートを参考に決めたいと思っております。現在のレートは0.05パーセントでございます。

佐藤委員

来年度の会計というか、これから決算になりますけれども、来年は水道事業会計、産廃会計と、それから今年から基金から、合計3億6,000万円ぐらい借りています。水道事業会計の資金はどのぐらい余裕があるのですか。月平均で貸出しをできる額。

(水道) 総務課長

これは実際は純利益、それから運転資金ということで、基本的には運転資金の中で貸し付けしているというような状況でございます。今の段階で15年度決算見込みでは、6億円を実行いたしまして、現段階の見込みでは、約7億円の運転資金というような形になっております。

佐藤委員

運転資金ではなくて、貸出しできる余裕はどのぐらいあるのですか。

(水道) 総務課長

一応、16年度の予算収支もございまして、そういった中では、16年度に新たな貸し付けをさせていただきますので、今後の収支状況を見ながら、判断していかなければならないのではないのかとは思っております。一応資金がショートしない範囲というふうになりましたならば、だいたい今の6億円なり7億円部分が、一つの目安になると、このように現在考えております。

佐藤委員

今の答えは、あと6億円か7億円貸せるという答えでいいのですか。

(水道) 総務課長

いいえ、現在の部分でそういう状況なものですから、今、資金は6億円なり7億円の中でやってございますので、今のこの部分は、これ以上はさらにというふうにはならないのかなと。資金上、持たなければならないお金が一応

6億円ないし7億円が範ちゅうということで、これを割れば、基本的に厳しい部分がございます。

佐藤委員

いや、水道事業会計には3年で返すといっている。だから、来年は返してもらうことはできないよ。だから、いわゆる16年度の決算は、水道事業会計からも借りることになってくれば、幾ら貸せるのですか。

(水道)総務課長

15年度で6億円貸付いたしまして、16年度で新たに2億円を貸し付けしてございます。収支状況によりますけれども、ただ実際に水道料金もここ右肩下がり傾向にございますので、そういった中では、償還をしていただくと仮に計画どおりいただきましても、収支の状況等の中で、具体的にはそういう中で判断しなければならないかというふうに思っておりますけれども、目安として現金として持っていなければならないのは、今言ったような6億円なり7億円の範囲の資金ショートしない範囲の中だと、こういうような形で運用していかなければならないというふうに考えております。

佐藤委員

聞いてもわからないから、財政部長にやはりその辺を伺います。

財政部長

15年度に6億円を借り入れて、そして16年度中に、また1億5,000万円を借りると。それで、16年度にいったん2億円返すという部分がありますから、もし1億5,000万円を16年度に借りるということになれば、5億5,000万円がまだ水道に残高として残ることになります。ですから、我々の方の償還が、今、財政課長が言いましたように、6億円を3年でしか返していけないという状況もありますし、あと、我々としては資金的な余裕があればと思えますけれども、予算上、その1億5,000万円を今回措置しようという考え方も水道事業会計の中で、資金繰りの中で、この辺がぎりぎりということもありましたので、そういうことで借入れるというふうにしておりますので、結果それを見て、今後17年度以降、余裕があるのかどうかという話になってくるのかと思います。

佐藤委員

産廃の方は唯一もうかるところなのですね。年収が1億円は入ってくるんですね。今、状況はどうなっていますか。

(環境)管理課長

年々でございますけれども、産廃につきましては、搬入量自体が少なくなって、リサイクルに回っていて少なくなっているという状況はございますけれども、純利益で3億円から4億円程度ありますので、これから余裕といたしましては、新規には投資しないでやろうとすれば、とりあえず1億円程度ぐらいの貸付けはできるのかというふうに考えてございます。

佐藤委員

具体的に、特別会計はどこかで貸し付けるお金があれば、借りていかなければいけないだろうし、かなり厳しい。特に16年度決算は赤字が必至になるところかという感じがしますが、見込みはどうか。

財政部長

16年度決算の行方ということで、ご承知のとおり、当初19億円の財源不足ということでスタートしてございます。今、その中で財調とか、減債基金を崩さないで済んだという部分があるのでございますけれども、これらが若干あります。ですから、そういったことを今後も崩さないでいけば、19億円からそのまま減るのでございますけれども、あわせて今またいろいろな意味で未収金の増収対策だとかに着手しておりますし、それから内部的に非常に事務事業の見直しという、いろいろな節約の働きかけもやっておりますから、内部的にそういった予算がついたからということで、漫然と執行することがないように、厳しく各部に伝えておりますので、できるだけ効率的な執行を図って、そういった意味でも余裕を若干でも持って最終的にはその幅を減らしていきたいと。ですから、かなりのものを考えていかな

ければならないという感じは、今の時点で持っております。

佐藤委員

財政の関連については、計算が出てから話を伺いたいと思います。

特定疾患の限度額適用について

次に、特定疾患の限度額適用について聞きたいと思うのですけれども、これに関しては、今、札幌で10月から実施することになっていきますけれども、小樽市としては、どのように対応しているのでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

札幌市では、通院に関しまして、一応課税世帯につきましては、1割負担を導入しますので、今の制度では、月額上限額が通院1万2,000円という状況になっています。札幌市では、月額上限額1万2,000円を、1医療機関ごとに3,000円を限度として払っていただくということでお聞きしております。

佐藤委員

重度身障者の医療制度も変わりましたけれども、いわゆる保険適用が変わってきたということで、三つの保険を使うことになる。適宜、選択しなければいけない。だから、重度身障者の保険医療、更生医療、それから特定疾病の医療と、限度額が違うということで、重度身障者は1割で、最低で1万2,000円、それ以上は上限だということなのです。又、特定疾病は、これは透析患者だとか、血液のH I Vの患者が受けられるのですけれども、最高額が1万円、これ以上は払っていかない。あとは更生医療というのは、これは一家の収入によって医療費が変わるということでありまして、どれを選んでいくかということは、患者が判断する。これはなかなか大変な形になってきております。

それで、私が今言っているのは、重度障害者、この医療に関して、例えば1か月に3か所とか4か所に行くと、限度額が1万2,000円だから、1か所で病院へ行ったときに1万2,000円だから、1万3,000円がかかっても1万2,000円を払えばいい。昔なら病院へ行って、例えば歯医者へ行って何かやったとして、これが1万5,000円でも1万2,000円を払えばいい。何か所でも骨折したとか行って、ほかの病院に行ってもかかったときに、また1万2,000円を払えばいいと。このように、3か所、4か所にこういうチャンスがあるのです。そのときに、1万2,000円ずつをいったん払わなければいけない。ただ、3か月ぐらいたつと、またこれは償還されて返ってくるのですけれども、なかなか苦しいですね。それで、今の札幌市で基本というのは、1病院3,000円が上限ですよ。3,000円しか払わなくていいという話なのです。ですから、4か所払っても1万2,000円で済む、こういう制度を札幌市が導入するのを、小樽市も研究したらどうなのかという話なのですが、これをどう考えていますか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

障害者の、今、委員がおっしゃったように、何か所かかるといって、非常に負担が大きいということもございます。手前どもの考え方としては、一応札幌市の負担軽減ということで札幌市の手法ということもあるのですが、ただこれにつきましては、例えば1医療機関だけを考えると、上限が1万2,000円ということをお考えますと、本人負担が3,000円ですから、そうすると、差引き9,000円をだれが負担するかということになりますので、その部分につきましては、基本的には市が負担することになります。ただ、市の現状、財政状況等を踏まえまして、その部分を市が単独で負担するというのは、なかなか厳しいものがあるということも踏まえまして、札幌方式は難しいのではないかと考えておりますけれども。

佐藤委員

札幌方式をもう少し研究していただきたいというのが一つ。それから高額医療方式ということで、今の例えば脳疾患とかなんとかという手術をしたら何百万円もかかるけれども、7万円なら7万円打ち切りでやっていますよね。こういう方式で、例えば先ほど言った重度身障者の医療で何か所にかかっても、できる方式、こういうことができないのかどうかということです。これをやれば、患者払いがすごく楽になる。せめてそういうところに税金を

使っていかなければいけないのではないかと。そういう高額医療方式などもできるかどうか検討していただきたい。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今、委員がおっしゃったように、現状としては市の負担というのはなかなか難しいので、その負担がかからない中で、今、既存の中で、例えば今おっしゃった高額の部分とかを踏まえて、他都市の状況なども踏まえまして、その辺を研究してまいりたいと思っております。

佐藤委員

検討願います。

ごみ有料化について

次は、環境部にお伺いします。今回、話題の中心になったごみの問題ということで、端的にお聞きしますけれども、リットル当たりなぜ2円なのかという疑問があるのです。なぜ2円なのかという疑問に答えていただきたいと思っております。

(環境) 間淵主幹

ただいまのご質問でございますけれども、道内他都市の金額も考慮いたしまして、またごみの減量化に効果があり、かつ市民にとって大きな負担とならないように検討して、指定ごみ袋におきましては、1リットル2円程度としたところであります。なお、道内他都市の金額といたしましては、14市が有料化を実施しておりますが、うち10市が2円で1市が1円75銭、2市が1円50銭、1市が1円55銭となっている状況でございます。また、ごみの減量効果という点であります。本市の有料化の目的につきましては、市民意識の向上によるごみ減量化の推進ということをおうたっておりますので、他都市の減量化の実態なども踏まえて、減量化が進むよう、2円程度としたところであります。

なお、一方、減量効果を考慮するとともに、市民の大きな負担とならないことも考慮し、検討した結果でございます。

佐藤委員

減量化の問題と、大きな効果があるということで、2円としたと。1円70銭ではだめですか。

(環境) 間淵主幹

現時点での考え方といたしましては、1リットル当たり2円程度ということでございます。今後も今議会の各委員の皆様のご審議、ご意見をいただき、また今後行われます市民との懇談会を通じて、この2円程度についてを審議して、またいろいろ意見をいただいた上での具体的な検討・取組を考えたいと思っておりますので、今のところはこの2円程度ということですが、今後もご意見というのは、参考にしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

佐藤委員

ということは、今後の推移によっては、1円70銭になったり、1円50銭になったりすることもありえると、そういうことでお答えしていただいたと、それでよろしいですか。

(環境) 間淵主幹

今後の市民との懇談会におきましても、この2円程度は、コンクリートしたものではございませんが、ただ市としては、この2円というものが、市の考えの中ではごみ減量化にとっては有効な金額であると、また、市民にとっても大きな負担とはならないものと判断するという、その市の考え方を私どもとしては述べてまいりたいと思っております。その上で、意見を聞きながら、その後の具体的な検討に入るかと思っております。

佐藤委員

財政に聞きますけれども、この会計の取扱いは、どういうふうになるのですか、一般会計でやるのか、それとも特別会計でやるのですか。

(財政) 財政課長

現在も事業系のごみの有料化をしておりますので、これも一般会計の中で扱っておりますので、今回の家庭ごみ、一般ごみの有料化についても、一般会計で受け入れるということです。

佐藤委員

それでは高橋委員の質問の中で出てきたものは、いわゆる原価計算すると2億5,000万円、売上げが2億6,000万円、1億1,000万円、これは一般会計の中に入れて、赤字決算の穴埋めにすると、こういう形で考えていいのですか。

(財政) 財政課長

今回の有料化につきましては、先ほど環境部からも答弁しておりますとおり、ごみの減量が目的でございますので、これについては、現在処理しているごみ処理費などにも充てられるものと考えております。ですから、原価計算したものではなくて、言葉として適切かどうかわかりませんが、ごみ減量化の手法として、一種の規制、市民のごみに対する意識を高めるという規制でありますので、そういう中で充てるということで、ごみ処理費に充てますが、例えば他の一般的な経費に充てると、そういうふうには考えておりません。

佐藤委員

まだ考えているということですか。

(財政) 財政課長

この委員会で環境部長も答弁申し上げておりますが、それを清掃費の中のどの費目に充当していくか、そこはこれから検討していく必要があると思っております。

佐藤委員

それで、今言った1億1,000万円の上がりの部分を市民に還元するという意味で計算したら、リッター当たり幾らになりますか。

(環境) 間淵主幹

現時点での1億1,000万円の考え方でございますけれども、これは今後の市民との懇談会におきまして、私どもが今示しております市民サービスの向上、また資源化の拡大は、最低限、今できるものとしての部分でございますが、今後の市民との懇談会、また今回の各委員の中では、新たな市民サービスの向上とか、また資源化の拡大として、さまざまな要望が出るものでございます。こういう部分では1億1,000万円をその経費に充てることを、最優先として考えてございます。

佐藤委員

まだ使い道のわからない抽象的なものに1億1,000万円をとっておくのではないのでしょうか。だから、やはり考え方としては、14市中10市がやっていることだとか、そういう横並びで、そこに立てば何とかできるのではないかと。市民サービスの面だとか、ほかの市より少しでも安くしてあげようという気持ちはないのでしょうか。

環境部長

先ほどの間淵主幹のところ、1億1,000万円がどのぐらいの割合かということにつきましては、2円で換算した場合でも、恐らく60銭程度になるのではないかと。つまり2億5,400万円に当たる部分というのは、恐らく1円40銭程度でクリアできるのではないかと考えております。

それから、今、佐藤委員がおっしゃいました基本的な考え方でありまして、ご存じのように、現在もいわゆる清掃費の中のごみ処理費だとか、あるいは広域連合に対する負担金だとか、あるいはリサイクル推進費というものについても、既にその一般財源としても、おおむね5億5,000万円程度の財源が税で賄われているという状況でございます。そしてまた、その状況は、平成19年度から市の広域連合でリサイクルプラザがいよいよ供用開始となってきた段階では、前にも説明しておりますけれども、この維持管理経費で恐らく2億円前後の経費が今後かか

ってくるのではないかと、そういった経費も具体的に考えておりますので、この2年間については、当面は現在のそのごみ処理にかかっている経費にまず充当させていただきながら、19年度以降については、今度は当然そういう大きな負担が出てくるわけですから、そういう経費に充てていきたいと、こういったことで理解を得ていきたいと思っております。

佐藤委員

今の部長の答弁、先ほどの答弁と違って、2円を動かしませんという答弁なのですね。それこそ2円程度だったら、まだまだこれから考えていきますという答弁なのですか、どちらなのですか。

環境部長

私は2億5,000万円に当たる金額にすべきかすべきでないかという趣旨の質問であったということで今お答えしたわけでありまして、しかしまた一方で、我々これ自体が、特に原価がどうという議論をしておりませんので、市民の皆さんがまず理解をしていただける負担額、こういったことでまず一つは考えていきたいというふうに思っております。今後市としては2円でいきたいと思っておりますが、先ほど主幹からも答弁いたしましたように、今後の市民の皆さんや議会の審議の中で、そういった金額が設定されてくるものというふうに考えてございます。

佐藤委員

市民である委員のお話を聞いてください。ごみの袋は5種類というのは何でなのかということ、これも教えてください。

(環境) 間淵主幹

ごみ袋の種類でございますけれども、現在5種類を考えてございます。理由といたしましては、世帯の人数や構成員の年齢などにより、ごみの出す量が異なってきますことと、また各自がお店などで過剰包装や、またレジ袋を断ったり、そのほか再使用に努めるほか、資源物等の分別をきちんとするなどして、ごみの減量に努めた結果、少量のごみ袋で出すことができるよう配慮して、5リットルから40リットルまでの5種類としたものでございます。

佐藤委員

今、やっている有料化のごみの各都市の袋の種類を教えてください。

(環境) 間淵主幹

現在、道内有料化実施市は14市でございます。小樽市と同じく5種類を扱っている市は、函館市1市でございます。4種類が2市、3種類が3市、2種類が8市となっております。

佐藤委員

小樽市の考え方だったら、一番多い2種類の8市に合わせるのではないのですか。金額だけは一番多いところに合わせて、何でこれを5種類にしなければいけないの。函館市しかやっていないのでしょうか。ほかの都市の話をお聞きしましたか。2種類ではだめ。3種類でもだめ。ここのところをどう検討されたのかを教えてください。

(環境) 間淵主幹

この5種類につきましては、今回の審議会の中で、種類については審議をいただいたところでございます。その中で、審議会の委員の中からこの小樽市の高齢化ということをお考えたときに、他市とはまた違う構成上、できるだけ小さい袋で生ごみ程度は出せるような、そのような袋をぜひ用意していただきたいということで、5リットルを入れた5種類という、そういう結果となったものでございます。

佐藤委員

審議会にどんな委員が出たかわかりませんが、審議会でも5種類と言った人がいたからそれにしました。そういう安易な考え方はやめてもらいたい。安易な言い方もやめてもらいたい。そんなことで決定されたら、たまったものではないです。審議会は審議会です。もうちょっと他都市のことも考えて、話を聞いて、なぜこういうかという、細かい小さい袋をつくと、単価も非常にお金がかかりますよね。5種類つくることによって、他都市よ

りすごくお金がかかりますよ。そういうことを検討したことがあるのですか。

(環境) 間淵主幹

経費上のことからいたしますと、確かに小さい袋をつくり出すことは、単価とそれから手数料の幅が小さくなりますことから、手数料収入と経費との差が小さくなることは事実でございます。ですが、今回の減量化が第一の目的でございます小樽市としての有料化の考え方からいたしますと、市民が5リットル10円で済むという、その一つの目安もございまして、それを一つのめどに減量も頑張っていたらいいのではないかと、そういう減量を第一に考えての5リットルの部分でございます。

佐藤委員

だから言っているのは、そういうところが1市しかありませんよと。函館しかありませんよと。だから、他都市の実例も聞きながら、ちゃんとやっていきなさいと言っているです。何でそうなるか、これだって、固まっている話ではないでしょう。

(環境) 間淵主幹

今回の基本的な考え方の中では、5種類程度ということで述べてございますので、今、委員がおっしゃったとおり、この5種類程度というのは、市の基本的な考え方でございますので、今後、今日の委員の意見、それから今後の市民との意見懇談会の中では、この5種類程度ということに対する意見を伺ってまいりますので、現段階としては、5種類程度という市の考え方の部分でございます。

佐藤委員

程度なんだね。固まっていないということだね。ゴミ袋をつくる会社というのは、小樽市がかなり得意として多いようですけれども、北海道の現状はどうなっていますか。

(環境) 間淵主幹

北海道のポリ袋の組合の加盟の中では、北海道はそのうち3社が小樽で占めてございまして、その中におきましても、非常に技術的に優秀な、また特殊な技術を持ってございまして、現在函館、室蘭のほか、今後何市かが小樽でゴミ袋を作成しているという、そういう実態の中では、小樽市におけるメーカーは3社ないし4社、優秀な会社があるということで認識しております。

佐藤委員

これは公平に競争入札していただきたいなど。それから、何かみたく、随契でずっとやっていくなでことがないように公平な扱いをお願いしたい。やはり幾らかでも安いところに卸していただきたい。このように要望いたします。

環境部長

発注につきましては、これからでございますけれども、今言いましたように、公平性、透明性を高めて、さらに経済性が発揮できるような発注方法を努力していきたいと、こういうふうに考えております。

佐藤委員

一般廃棄物の処理基本計画について

今年度の予算に一般廃棄物の処理基本計画をつくることになっておりますけれども、この一般廃棄物の処理基本計画をつくらうとした理由は何でしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

平成16年度予算で一般廃棄物処理計画をつくったことについてですけれども、実は現状の一般廃棄物処理計画が平成8年3月にできたものであります。計画目標年次というものは22年度に設定しておりますけれども、その間何回か見直しをするという機会もありましたけれども、国や北海道、あるいはいろいろなリサイクル法の関係で、次々といろいろな施策を打たなければならないという状況になってきております。具体的に例を申しますと、焼却施

設においては、小樽市では単独で建設する予定でありましたけれども、国のごみ処理の大きな考え方の変更がありまして、それが広域処理となったこと、それからリサイクル施設につきましても、平成15年度に計画しておりましたけれども、それらについては広域処理で平成19年度供用開始という中で、いろいろな形で情勢が変わってきております。それから、小樽市単独でごみ減量施策をしたことによりまして、家庭系のごみも当初計画よりも相当減量になっていることと、それから事業系のごみにつきましても、事業系ごみ処分手数料の有料化、埋立て処分場への搬入規制などによりまして、大幅に状況が変わった、年次的にいろいろな状況で変わってきたところで、今回有料化も含めまして見直しをするということになりました。

佐藤委員

ごみ処理基本計画の法的な意味というか、それはどこに置いてあるのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

一般廃棄物処理計画の根拠についてでありますけれども、廃棄物処理法第6条「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」というふうになっております。

佐藤委員

計画を定めたものが、ここの基本計画に書いてあるということですね。

(環境) 廃棄物対策課長

はい、そのとおりでございます。

佐藤委員

でしたら、基本計画の2ページをちょっと読んでもらえますか。これは、厚生省通達ですね。2ページの第1一般廃棄物に関する事項。

(環境) 廃棄物対策課長

それでは、一般廃棄物処理基本計画の第2節、計画目標年次について説明させていただきます。

本計画の目標年次を定める上で、以下の通達が参考になる。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について。これは平成4年8月13日に通知されたものであります。

第1一般廃棄物に関する事項、1一般廃棄物処理計画(1)市町村は一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について、定める実施計画を策定すること。なお、基本計画は目標年次をおおむね10年から15年先において、おおむね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適当であること。と記載しております。

佐藤委員

5年ごとにかえていきなさいと。もう8年たっています。改定をしてなかった。そして、大きな変動があった場合には見直しを行うと。これは、基本計画にのっていることの処理法で定められて、計画どおりにやっていかなければいけないと。この基本計画の中にごみの有料化というのはのっていますか。

(環境) 廃棄物対策課長

平成8年3月に策定した基本計画の中には、有料化については検討するということになっております。

佐藤委員

あと、広域処理の問題ものっていますか。

(環境) 廃棄物対策課長

広域処理の件については一切触れていない状況であります。

佐藤委員

例えば、処理場建設部分の予算は出てたね。処理場建設部分は予算としては、焼却場1,000億円が出ているでし

よう。その中で幾らをとったの。

環境部長

その時点での焼却施設の計画につきましては、処理能力が220トンということで、平成15年度着工、18年度の供用開始だと思いますが、金額的には約100億円の予算を見てございます。概算事業費としての計画案です。

佐藤委員

実際は100億円。100億円でどうしたの。

環境部長

この時点での計画で、今言っているのですが。

佐藤委員

それがちょっとずさんだというのは、法律的には計画をつくって政策を実行すると。ところが、政策を実行してから後から計画をつくったのでしょ。広域政策だって、のっていないわけでしょう。ごみの有料化を検討するとしかのっていないわけでしょう。そして、今、有料化をもう決めますよと。広域はもう走り出して、もう全部計画は練られました。1行ものっていない。法律でいっていることと違うのではないですか、これ。だから、今あわててつくるのでしょ。8年もたって。5年ごとに見直ししなさい。重大なことだ。これが重大なことでないというのですか。そういう意味ではこのごみ行政は非常にずさんですよ。教えてください。

環境部長

質問の趣旨が私よくわからないので、かみ合わないかもしれませんが、今、私が言った数字は、平成8年度当時に、いわゆる小樽市が最終処分場、それから焼却施設、リサイクル施設、こういったものを順次計画をすると、建設をしていきますと、こういったことの中で、当時のその焼却施設の1トン当たりの単価などから、あくまでも概算として出したものであって、この焼却施設の計画というものは。

佐藤委員

金額は出していないの。

環境部長

いえいえ、ですから、そういったことで私は先ほど申し上げたのです。それから、今の有料化の問題につきましては、当然、今後のいわゆるこの計画の部門の中では、ごみの資源化とか減量化を進めていかなければならない。一方で、これだけの処理施設がかかってくることによって、相当大きな経費を必要とするということから、この有料化の検討を、この計画の中でしていくと、こういったことで位置づけをさせていただいた。しかし、先ほど廃棄物対策課長が言うておりますように、その後、急きょ、国や道から市単独の施設ではなくて、ごみの広域化処理基本計画の問題が出てきた。そして、地域住民から改めて建設同意をもらわなければならない。それから、やはりそのごみの量なり動向なりといいますものは、当時のさまざまなりサイクル法の制定によって、ごみの量がいろいろ変化をしてきている。こういったことで、行政の方では広域連合の設立をしたり、さまざまな努力をしてきたわけです。そして、今つくろうとしているこの焼却施設は、広域連合がつくる施設ということで、その前段にあります広域化基本計画の中には、このごみの焼却施設についてを見続けているわけですから、今のこの現計画とリンクをして考えることには無理があるのではないかというふうに思っております。また、そういったさまざまな変化に対応していく中で、そのごみの減量化、資源化ということの目標を定めたわけですが、その具体的な施策を、やはり我々としては内部検討をしていかなければならないと。その方法で今回やっと一定方向が見えてきたということもあって、その長期計画をつくれる諸条件が一定程度整備されてきたということで、今回、基本計画を策定するということになります。また、この間の途中経過につきましては、確かにその長期計画はおおむね5年ごとということですから、時期的には、ずれたという面はありますけれども、隔年の計画につきましては、毎年つくっている実施計画の中で位置づけながら、行政を進めていきたいということでございます。

佐藤委員

今、いろいろなことを言いましたけれども、私先ほど第6条を読んでもらったのは、いわゆるこれを中心にして物事を進めていくということが法律でうたわれているのではないかと。ところが、これには書かれていない。だから、これを中心にしてやっていくわけではないわけです。今、環境部で考えたことを中心にやって行って、後から基本計画にのせましょうと。そうではないのだと、ごみ処理というのは、基本計画を立てて、それを中心にして、では来年はどうしましょうと、10年後はどうしましょう。もし来年、10年後の話が変わってしまったら、もう一回これをつくり直して、そしてこれに合わせて法律的にはやっていくのだという話なのです、今のは。私たちが考えていて、こうやってこうやってという、そんな話ではないでしょう。そして、後からこれにのせていこうなんて話ではないでしょう。これは一番大事なものの話です。パイブルです、パイブル。あなた方がつくったこのパイブルを無視しながらやっているのだという話でしょう。そこのところを教えてください。

環境部長

確かに、今その計画論の観点からいえば、恐らく、佐藤委員のおっしゃるとおりだと私も思っております。しかし、ご存じのように、この間さまざまな変化がありましたし、基本計画に確かに書いてない部分について、実施をしている部分は、例えば資源回収のいわゆる市内全域の拡大収集の部分なども、やはりその時々その地域の市民の皆さんの要望を聞きながら、変更を加えていくものがあるかと思っております。しかしまた、それだけこの廃棄物を取り巻く状況に大きな変化があったということもございますので、私どもとしては、本年度、そういったこれまでの内容も整理しながら、さらに今後の長期的な計画をきちんと位置づけて、その計画にのっとった施策を進めていくように努力をしていきたいと思っております。

佐藤委員

こういう時代ですから、さまざまな変化はあるのです。だから、法律どおりにやると、さまざまな変化があったときには、処理計画をつくり直さなければいけないのです。そのようにして、やっていただきたい。そうでないと、環境部長がかわるたびに、環境部長の頭の中で考えたことが計画に基づかないで運ばれてしまうということです。私たちも、こういうのを見て、将来こういうふうになるのだということを考えながら、わかりながらやっているのですから。それが途中で変化がありました、変わりましたから、追い打ちしますなんてことは、今後はやめていただきたいと要望して終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。民主党・市民連合。

山口委員

歩車共存型の考え方について

今日は、2項目ほど伺います。

これは、15年第3回定例会の一般質問でも議論をさせていただきましたし、その後、学校適正配置特別委員会でも児童の通学路の問題として提起をさせていただいておりました件でございます。これは歩車共存型の道路ということで、近年いわゆる住宅地と細街路の歩車共存型といいますか、車が住宅地にもどんどん流入してきて、歩行者を巻き込むような事故が多いと。もう一つは、近年、高齢化社会を迎えまして、お年寄りには車に乗られる方もいらっしゃるんですが、歩かれる方もたくさんいらっしゃるって、そういう意味で住宅地等の環境が非常に劣悪になってきていると。そういう観点から、国もそういうものについて、いろいろ検討をされてきているということを知っております。歩車共存型の考え方として、三つぐらいあると聞いていますが、それについて、少し説明をいただきたい。例えばコミュニティ道路というのが一つあります。もう一つはハンプというのがあります。もう一つの歩道のない細街路については、歩行者帯の白線を内側に入れて、車道を狭めて、そして歩行者の安全を図ると、こういう三つ

のやり方がございますけれども、これについて一定の情報を、もし担当部局でお持ちであれば、若干の説明をいただきたいと思います。

(建設)都市計画課長

今の3点についての情報ですが、コミュニティ道路につきましては、車を排除した中で地域の道路として歩行者専用で通過できるような道路と、またハンプにつきましては、車が高速で走れないように、道路沿いに突起物などを設けて、速度を抑制する施設と、また白線による歩道ですけれども、なかなか道路構造上歩道が設置できないような道路においては、白線をもって、歩道の変わりにはなりません、歩行者をその白線の内側で通過させるというような施設でございます。

山口委員

コミュニティ道路については、小樽市内でも、いわゆる堺町通、それから寿司屋通といわれている通りですね。花園商店街が花銀と最近名前が変わりましたけれども、あそこについては、それが導入されていたのです。ハンプとか路側帯というか、歩行者帯の中に入れて車道を狭めてというのは、まだやられていないのですが、実は今日そういう質問をするきっかけになったのは、昨日のNHKの番組で「ご近所のそこ力」というのがあったのです。9時15分から10時までやっていますが、これはけっこう視聴率が高めなのですが、これで、東京都三鷹市の例ですね。前にも私は三鷹市の例を挙げさせていただきましたけれども、三鷹市上連雀地区というところで、ここは三つともやっているのです。コミュニティ道路もやっていますし、それからハンプも導入していますし、それからバス通りでこれをやっているのですが、バス通りの6メートルの道路を5メートルに狭めて、それで歩行者帯を1メートル広げて、5メートルにするということです。そして、やったところ、6メートル以上は平均で車の速度が約42キロだったと。それで、今これを5メートルに狭めて、真ん中のいわゆる分離の白線を消して、やっているわけですが、平均で約30キロ減速に成功したのだということです。交通量も減ったというようになっていますが、どの程度交通量が減ったかは昨日の報告ではありませんでしたが、いずれにしてもこの件に関して、警察庁も住民の要望がある場合は、積極的に取り入れる方針というふうに報告をされておりました。道路を狭める場合、何か道路構造令で規定があるわけですか。

(建設)用地管理課長

一般的に、道路構造令ということがございまして、その中で車の台数とか、そういった部分で幅員の幅、その道路の位置づけによって幅員の幅がある程度決まっております。その道路の幅が一定の幅、8メートルあれば、その中で車線をとって、残りは路側帯なり、歩道として使えるような形に、構造上できるということにはなるかと思っております。

山口委員

このNHKの方では、こういうふうに言っています。こういった道路で車道を狭める場合に、道路構造令では、住民、警察、行政の合意があれば、これを認めているということなのだそうです。

本題に戻りますけれども、前回の学校適正配置特別委員会、それから前々回、その前もそうですけれども、このことについて重点的に私は質問をしていますけれども、ヒアリングで各地区の説明会をされたのです。その中で、やはり父兄の皆さんは、通学路が長くなると。いわゆる交通安全とかそういうことが非常に問題だと、心配であるというような答えがあったものですから、そういう意味で、今のような話の見直しの検討をされていったのかと。これは教育委員会だけの話でなくて、担当部局と話し合いをされるべきだと話をしたところですので、ぜひ協議をして、検討をしてみたいと。現地の調査もしてもらいたいというお話をいただきましたので、その後の経過について、何かご報告いただけることがあれば、お話しください。

(建設)まちづくり推進課長

前回のお話の中で、庁内にございます道路会議等々で検討をしたいというようなことをやらさせていただきましたし

たが、実際にはこの問題で道路会議の中では議論がまだされてございません。4月の機構改革の中で、この道路会議につきましては、元の企画部からまちづくり推進室に所管が移ってございます。その中で、建設部といたしまして、この道路会議の位置づけなり、一定の方向を出したところでございますので、今後のこの問題について、関係部局とも連携しながら、今後協議をしていきたいというふうに考えてございます。

(教育)京谷主幹

実は私ども再三特別委員会でお答えしてございますように、地域説明会において、委員ご指摘のように、やはり通学路の安全性の問題について、たくさん意見なり要望が出ていた中で、実際、私どもが2月から3月にかけてまして、冬道の通学路の状況という把握の中で、実際歩道の状況ですとか、横断歩道の有無、それから交通量の状況、とりわけ冬道の歩道の除雪の状況等を、実際にある程度主な通学路ですけれども、そういったところを確認の意味で、実際歩いてみたといった中で、やはり私を感じましたことは、幹線道路沿いにおきましては、車道、歩道の区分はされているのですけれども、幹線道路から外れた部分におきましては、やはり、まだ完全ではないというのが見受けられるというような状況です。

山口委員

私が問題提起してから、もう1年近くたつわけでございますけれども、特に学校適正配置は9月に一応絞り込みをして結論を出すようなことになっていきますよね。それから、この問題に取りかかってやるとして、これは1年で全部やるというわけではないということをお聞きしていますよ。順次やっていくのだということをおっしゃっていますが、やはり通学路の問題というのは無視できない問題ですよ。流れが、そういうふうになると、都市内のいわゆる交通計画については、歩車共存というか、これまでの産業政策優先のまちづくりから、住民中心というか、快適なまちづくりという観点からでも、見直しを国の方でもされているわけですから、そういう中で、小樽は特にこれだけ観光として、市長も常々おっしゃっているように宿泊率を上げていくという意味でも、リピーターが多いわけですし、街なかを周遊されるということが、非常に重大なことです。そういう観点も含めて、ぜひ積極的に見直しをいただきたいと思うわけです。これは住民の声がなかったらできるわけではないですから、せっかく説明会を持っていらっしゃるの、適配という言葉がいいのですけれども、これはある意味では何本か並行するということが、現実的に前提としているわけでしょう。だれもがそう思っているわけですから、これはマイナス要素なわけですよ。だから、それに我々こういうことも考えているのだということをお話になって、その地域地域で適用の対象にならなくてもいいと思いますよ。相談をかけていただいて、例えばビデオ等もあるわけですから、そういうものを流して、こういうことも住民の皆さんで相談してくださいと、そういうふうな働きかけをしていくことの方が大事ではないかと思うのです。ですから、今からでも遅くないですから、ぜひとも住民の方々にそういうことをお話して、それを基にまちづくり推進室とも相談をされていくというようなことが必要ではないかと思うのです。道路行政は、建設部のまちづくり推進室の方だから、うちは知らないというのではなしに、研究をされて、ぜひとも庁内連携で一つでも実現をされていくべきだと思うのです。

実は、私どもの町内会でも、これは富岡町内会でございますけれども、その後役員会とか交通部会、それから婦人部会も含めての提起をしました。これは先ほどのように三つあります。コミュニティ道路とハンプと、もう一つは歩道を広げる。コミュニティ道路は、みんな反対なのです。一方通行にするという、これはもうできないのです。多くの方は反対だとおっしゃいます。ハンプはみんな実際にはわからないというのです。これは先ほど申し上げた番組でNHKで前々回もやったのです。台形型のハンプは振動がやはりありまして、そこに設置された近隣の住宅の壁にひびが入ったりしたような事例があったものですから、今はサイン曲線でそういうものを緩和している。それでうまくいっていると。要するに、交通量の流入も少なくなり、なおかつ平均の速度も二十五、六キロに抑えられて、そういう意味でいうと、非常に良好な住宅街になったという評価なのです。そういうことをいいましても、口で言っただけではなかなかわからない。市財政もひっ迫しているわけですから、今、私が申し上げたよう

に白線の中に入れて、歩行者帯を例えばオレンジで色分けするというようなことだけでも、じゅうぶん効果が上がるわけですから、そういう意味で積極的にやっていくということも、ぜひともここで考えていただきたいと思います。くれぐれも教育委員会に申し上げますけれども、みずからがそういうことを提起して、住民に働きかけをして、そして建設部とじゅうぶんに協議されていくというようなことをぜひやっていただきたい。説明するだけではなしに、住民の中に入って行ってやっていただきたい。それを市民参加の行政ということも含めて、市長が常々言っておられるわけですから、それを徹底して自分たちの部署からということで、これを機にやっていただきたいと思えます。歩車共存については、そういうことの要望を申し上げて終わります。

歩車分離型の信号について

次に、歩車分離型の信号が小樽でもオーセントホテルのところとレインボー交差点の2か所に導入されているのですが、導入されて以降の状況、どういうふうにお聞きしていらっしゃるのか、調査をされているのか、その点の事情をお伺いします。

(市民)生活安全課長

歩行者と車の分離式の信号のことについての効果ということでございますけれども、オーセントホテルについては、今年の2月24日に設置された信号でございまして、まだ3か月ほどしか経過していないということで、従前との比較ということになりますと、なかなか難しいわけでございますけれども、メルヘン交差点の堺町の方につきましては、歩車分離信号にしてから、2件の歩行帯事故があったということで、ただ、それは歩行者が飛び出したために接触事故が起きたということで、必ずしもその分離信号のためにそういう事故が起きたということではないのだというふうに、警察から伺っております。オーセントホテル前の信号については、設置した当初、海側から国道側に向かってけっこう車が渋滞して、一時、日銀側までつながったということも聞いておりますけれども、現状ではなれてきたせいもあるのでしょうかけれども、それほど渋滞は見られなくなっております。また、歩行者についても、一時車の信号を見て渡ろうとして、あわてて引き返すというようなケースも見られたのですけれども、3か月经過して、大分歩行者もなれてきたせいか、時間待ちの信号を見ながら、渡ることが多くなって、お年寄りについてもゆっくり横断しているというのが現状かというふうに思っております。

山口委員

歩車分離型の信号は、最近いろいろところで実施されているような状況があるわけですね。一例ですけれども、昨日やっておりました大阪府豊中市で、住民が要望して実現している例がございますけれども、相当歩行者の巻き込み事故があったような地域なのですが、事故が7割減少していると。一番渋滞を心配されていたのですけれども、導入したら、信号の待ち時間が長くなるので、渋滞が頻発するのではないかとというようなこともあって、若干議論があったのですけれども、実は導入してみたら、渋滞も緩和されているというような当初の報告があって、警察署もそういう調査も行っているそうです。平成15年度には全国で3,000か所で実施したというようなことになっております。ですから、いろいろ揺り戻しもあるようですね、小樽市の都市戦略という観点からいっても、やはり交流人口をどんどん増やしていくと。そうした中で、観光を中心にして、言ってみるならば、まちづくりというのを増収策を考えると、進めざるをえないわけですね。ですから、あらゆる知恵を導入して、そういう意味でいうと、歩行者に優しい、しかも訪ねていただける来訪者の方にも優しい、なおかつ言ってみるならば、これまでの都市政策を、産業中心というか、車中心の政策を反省をして、国も「美しい国づくり大綱」の中でもそういうことを述べておりますけれども、そういう意味で、先進都市として、小樽はある意味で強化されている部分がありますから、特に交通体系そのものをそういう方向にかじを切って、ぜひともこれまで要望しております駅前交差点のスクランブルということも私は要望しておりますし、また森井委員の方からも高雄ビルのところの歩道橋の撤去と、あそこの歩車分離信号も要望してあるわけです。それを検討していただけないかというふうなお話でお答えもいただいておりますが、そういう意味で、私どもも協力いたしますので、ぜひ庁内でのそういう検討をやっていただきたい

というふうに思っております。その件に関しては、よろしければ、市長から決意のほどを伺わせていただければと思います。いかがですか。

建設部参事

今年の春に歩車分離信号については、交差点改良については答弁申し上げましたように、すぐ公安委員会の方と話をさせていただきました。それで、公安委員会の方とも、警察署の方ですけれども、要は警察署の予算もあって、シビアな議論をしたいという話もありましたので、重ねて警察の方と議論を当然していきますし、関係地域の方々と議論をしたいと、こういうふうに考えます。

市長

今、いろいろお話がございまして、まちづくりに当たりましては、安心・安全といいますが、これが基本であろうと思いますし、一方ではまた住んでよし、訪れてよしのまちづくりといいますが、住んでいる人もそれから観光客も満足できるような安心・安全なまち、これがまちづくりの基本と思っています。そんな意味でこれからも進めていきたいと思っておりますし、それから、ただ一番問題なのは、北海道は常にこの雪対策をどうするかという、その観点も非常にあります。ですから、その辺との整合性といいますが、小樽というのは、古いまちですから、非常に狭い道路もあります。その中で冬の雪対策も含めた歩行者の安全な道づくりといいますが、そういう観点も必要ですから、非常に難しい課題ではあります。しかし、これからいろいろな道路行政を進めるに当たりましては、そういう観点が非常に大事だと思っておりますので、それを今後どういうふうに進めていくか、庁内でもじゅうぶん検討させたいと思います。

山口委員

先ほど、建設部参事から話がありましたけれども、公安委員会等、関係者の方と協議をされていくということですが、一定の実態調査をされて、そういう資料を持っていないと、ただ話をしてもわからないと思っておりますので、その辺を指導部局で調査をしているか、していなかったら、今後する予定があるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

建設部参事

私の知るところでは、そういった橋渡しの関係で調査をした経過はないというふうに理解をしています。ただ、歩車分離信号については、たいへん難しい問題を含んでいるというふうに理解をしていますので、調査の方法も含めて、どのようなことをするのか、関係部局の方と打合せをしながら、研究をしてみたいと思っております。

山口委員

この件に関しては、引き続き私はやらせていただきますが、特に緊急を要するというわけではありませんが、適正配置にかかわって、通学路の問題に関しては、ぜひとも何らかのアクションを、これはなかなかいい番組なので、よくわかりやすいし、やはりそれを見ないと、住民の方もこれはいいというふうにならないのです。ですから、これは昨日やっていますので、なかなかおもしろい番組なものですから、例えばNHKにから取り寄せて、一度説明会等、今後やられる予定があるかどうかわかりませんが、もう終わってしまったわけでありまして、ぜひ住民の皆さんに、そういうものをお見せになってご検討くださいと、選択肢はいろいろあるのですよと、私たちもこういうふうメニューを持っていますということで、働きかけをやっていただきたいと思います。教育長、このことについていかがですか。

教育長

通学路の安全というのは、小学校の適正配置計画を進める上で、一番どうしたらいいかと心配な部分も多いところです。ただいまご提案のありましたNHKの番組のビデオの提供なども受けまして、まず部内において関係部局と相談し、今後話合いの場の設定があれば、そのときには地域に行って説明をいたしたいと思っております。

山口委員

ありがとうございます。終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。共産党。

古沢委員

私は昨日の質問の続きを行います。

代表質問での市長の答弁について

菊地委員の質問に対して、代表質問に市長が答弁されたことについてですが、OBCの滞納額を雑誌社の求めに応じて公表してしまった問題です。議会では再三これを守秘義務、公表できるものではないという立場をとっていたものを、状況が変わったから語るべきだというふうに判断されて、インタビューに応じたというわけですが、それで一つ整理したいのは、昨日、市長が状況が変わったというふうに理由づけていることがこの問題を整理する上では何一つ理由には当たらない。本質的には、これまで守ってきた秘密を今回から守る必要がなくなった、つまり秘密事項でなくなったという変化があったのかどうか。これが本質的な問題ではないかということまでを話しました。

同時に、地方公務員法上、特別職の市長は適用除外、市長は特別職の身分上の扱い規定というのは、地方公務員法にはありませんから、地方公務員法でいう守秘義務の適用除外になるという趣旨で、法的に守秘義務がないというふうに話をしたのだというふうに言いました。これは、地方公務員法ではというふうに、改めて総務部長に昨日答弁いただきました。これは後でお答えいただきたいのですが、改めて代表質問の答弁を、私は今朝一番にテープを聞かせてもらいました。正確に言いますと、地方公務員法など法的に守秘義務は課せられていないと言っておりますから、市長が答弁した趣旨は、いわば法律上の守秘義務から特別職である市長は除外されていると、そういうお答えだったのかどうかということをお答えいただきます。

それとも一つ、地方税法上、市長は当然のように徴税吏員だと。徴税吏員である以上は、徴税吏員の職務に対して、いわば先ほどどなたでしたか、パイブルか、佐藤委員ですね。徴税吏員のパイブルとも言えるべきものは地方税法ですから、地方税法の規制を受けるのは当然のことではないかということに対しては、昨日最後に、そのことについては同意いただけたのではないかと。以上3点、2点目は質問になりますから、1点目と3点目の確認も含めて、お答えください。

総務部長

昨日の私の答弁で、徴税吏員であれば、地方税法の適用を受けるのだと、そういうお話はしたと。これは基本的には一般的な話です。地方税法上では、これは徴税吏員だけではなくて、当然住民だとか、その他の職員にもかかわる条項でございますので、これはあくまでも一般論でお話します。地方税法上、例えば各条文のことについては、その条文の内容でそれぞれが適用を受けるかどうかというのは、一つ判断があると思います。それから地方公務員法上と、地方公務員といったのは、あくまでも地方公務員法上は特別職に規定がないということで、従前から地方税法上はないという答弁をしたということでございます。

古沢委員

それは昨日、答弁をいただきました。確認をしたら、実はそうではなかったということをおっしゃったのです。市長の答弁も、そういう狭い意味でお答えいただいたわけではないわけですね。それで、地方税法でいう守るべき秘密というのはいったい何なのですか、これを説明いただけますか。

(財政) 税務長

守るべき秘密ということで、地方税法第22条の関係の理解でありますけれども、第22条の中では、地方税に関する調査に関する業務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関しては秘密を漏らしてはならない、又

は窃用してはならないというようなことであります。

古沢委員

改めて聞きますけれども、具体的にいえば、ある特定される納税義務者の納付額、若しくは滞納額、こういったものを知らせることは、これに該当しますか。

(財政) 税務長

今の納付額というのと滞納額ということでお話ございましたけれども、守秘義務についてということの中で、秘密とはという部分にもかかわってくるのかと思いますが、これは自治省税務局長通知というのが昭和49年の部分にあるわけがございますけれども、地方税法第22条の秘密の中のうち、地方税に関する調査に関する事務に関して知りえた秘密ということで、これについては秘密ということでありまして、一般的にはこれは収入額、住民の税額、税額としては、当然納付額も税額という関連になるかと思うのですが、これは秘密に該当するというので、滞納額というものにつきましては、地方税に関する調査に関する事務に関して知りえたものではないということでの通知がございます。

古沢委員

それは後でいいから、その通知を見せてください。そんなふうに言っていないでしょう。税額、滞納者の一覧だとか、滞納税額の一覧、こういったものについては、地方税法上のマル秘事項から外すけれども、もっと念のために言えば、地公法上でいえば、マル秘事項にはちょっとかかるよという、そういう説明していませんか。

(財政) 税務長

説明ふじゅうぶんで申しわけございません。

税務局長の通知につきましては、「地方公務員法第34条第1項の秘密とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて、客観的に相当の利益を有する事実で職務上知りえたものをいうものであり、地方税法第22条の秘密とは、これらのもののうち、地方税に関する調査に関する事務に関して知りえたものをいうものであること。したがって、一般に収入額又は所得額、税額等は地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条の秘密のいずれにも該当すると。滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知りえたものでないので、地方税法第22条の秘密には該当しないが、地方公務員法第34条第1項の秘密に該当する」ということでございます。

古沢委員

だから、私の言ったとおりでしょう。そういう一覧、いわば資料的なものを指していますから、ですからAさんがいくら滞納してますなんていうことをいうことと、今の説明とは別ですから。

財政部長

今、税務長が申しあげました通知はお聞きのとおりでありますけれども、議論の中で出ておりますその滞納額あるいは滞納者名、これについても同様に地税法上の秘密には該当しない。ただ、我々一般の地方公務員にとって、それを公開することは地公法上違反になるという押さえてございます。ですから、その点について申し述べたいと思います。

古沢委員

こんなところでつまずきたくないのです。だれであるかを特定できて、その者が幾ら滞納しているかということと、それから今おっしゃられたように、それぞれの滞納額の一覧とは意味が全然違うのですよ。秘密というのは、すぐれて私人のプライバシーという考え方ですから。この個人情報をその人の利益として見て、その人に断りもなく勝手にそれが徴税吏員であろうと、それを知らしめられたら困るという考え方で組み立てられているのではないのですか。

財政部長

一覧になっているものを公表するのか、あるいはその中のものを個別に言うのか、意味としては、事実としては知らしめられる方は同じだというふうに我々は考えております。

古沢委員

困ったですね。今まで決算特別委員会の中でも、例えば特殊な事案だとか、高額滞納者の一覧など、資料として出してくださいと言ったって、あなた方は秘密会にさえ出さなかったのではないですか。要するにそれは守るべき秘密事項だというのは、質問している我々の側にもあるからですよ。ただ、そういったことを厳密に後から質問しようと思ったのですけれども、原則的には私の秘密については守らなければいけないのだと。個人情報については守らなければいけないのだと。しかし、そうではない扱いをする場合もあるのだけれども、それは後で聞きますけれども、今言ったことに対して教えてください。

財政部長

何度も繰り返しになりますけれども、いわゆるその自治省の税務局長通知で言っているものと、私が先ほど申し上げましたそれを仮に個別、その中から一覧になっているものを全部あるいは口頭で言っているのは、それからその中の一つのことを言ったにしても、事実としてはそれは滞納者あるいは滞納額であって、ここで言っているものとは、何ら相違はないというふうに私どもは理解しております。

古沢委員

これはとんでもない方向にだんだん行ってしまうよ。滞納者一覧は求めればいつでもいいというわけですね。

財政部長

ですから、これはほかのいろいろなものにもございますけれども、いわゆる基本的には、これはなかなか表に出すべきことではありませんから、ですから、よほどの理由がなければ、これらの公益的利益だとか、それから個人のプライバシーで不利益になることだとか、その辺を考慮した結果、それでもやむなしと判断するという場合は、議会の求めに応じれば、出すということもあるのでしょうか。ただし、それも例えば100条委員会の設置の中でそれらが要請されたとかなんかという、非常に厳密というか、タイトな部分だと思うのです。ですから、そういう中では、出すという場合もあるだろう。ただし、それも秘密会にするなどの要請をすべきだというふうな考え方は当然あるわけですから、求めれば何でもということにはならないと思います。

古沢委員

それは後で確認しようと思っていたことですから、それはいいです。

つまり、説明された通知を基にしても、滞納額一覧のごときであっても、今、部長がおっしゃられたような扱いをしなければいけないのでしょうか。それを公表するというような形になるという場合も、それぐらい注意深く扱わなければいけないのですよと。ましてや、個人を特定できるような情報、滞納額、A社の滞納額が幾らだというようなことは、これはもう説明の基礎においては、通知の中にはそういったことは含んでいませんから、ですからそれは改めて見直しておいてください。

それで、地方税法の第22条というのは、もともとこの地方税の賦課徴収に従事をする徴税吏員が、そうした個人の情報を漏らすということを本来的には想定していない。いわば、最悪の事態を防止しようという、そういう趣旨でつくられている法律ですから、それで、先ほどちょっと答弁の中に出てきましたけれども、調査に関する事務に関して知りえた秘密ですから、問題の調査に従事している者というのは、具体的にどういう職員をいうのですか。

(財政) 税務長

調査に従事している者ということとは、具体的にということであれば、考え方といたしましては、長から委任をされている財政部の税務の当局に所属する職員というふうに理解しています。

古沢委員

そのとおりだと思うのです。ただ、同時にその場合は、徴税吏員でなくても、現にそういう徴税事務の調査関係

に従事をする、補助的にサポートをするという、そういう市の職員であったり、例えば非常勤の職員であったり、さらにいえば、臨時的職員であったりしても、そういった点でいえば、法律上は規制を受けるわけです。それらを原点にしつつ、二、三の行政実例や判例でお尋ねしたいと思うのです。

最初に、この種の問題の行政実例とすれば、極めてスタンダードです。公営住宅法との関係でどういう扱いをされているか。この第22条と公営住宅法、現在でいえば第34条、この行政実例が出回る当時は、公営住宅法の第22条が第23条だったと思いますが、要するに事業主体の長が入居者に対して報告を求めたけれども応じない。したがって、事業主体の長が市町村の長に対して、課税台帳を閲覧させてくれという求めに応じた。その求めに応じた長の責任が問われるかどうかという問題を、どういうふうに整理したか。これは極めてスタンダードな実例だから、わかりますよね。

総務部長

私の方からお答えをさせていただきます。それについては、まずこれは法律の中では、先ほど言いました住宅法の第34条の中で事業主体の長、市営住宅であれば市長ということになりますけれども、その者が、長が公営住宅の入居の処理に対して必要があると認めるときには、公営住宅の入居者の収入の状況などについて、官公署に必要な書類を閲覧させることができる。要するに、調査の権限があるということでもありますので、先ほど古沢委員がおっしゃったような状況になったとしても、これは有効ではないという判決です。そういう判断はされております。

古沢委員

そのとおりですよ。これは、現に公営住宅法が入居者に対して義務を課しているし、それに応じない場合の事業主体の長に対しても義務を課している。それに基づいて、地方公共団体の長に課税台帳の閲覧を求めてきたわけだから、それにこたえた長のいわば第22条に伴う犯罪は成立しないという内容だと思います。

もう一つ、この今の行政実例は相当昔の例で、今、税務畑でいえば定着をしている考え方ですよ。昭和56年に京都における事例で、最高裁の判例が出ています。どういうことかということ、京都市中京区の区長が、弁護士の前科照会、前科がありなしの照会に答えてしまった。この個人情報保護されるべきかされないべきか。区長が答えたのは正しかったかどうかということで、最終的には最高裁まで行った例です。最高裁は中京区長の行為は、違法だと断じています。これは、どなたかに話していましたが、これを調べておいていただけましたか。

総務部次長

今、委員のおっしゃった京都における最高裁判所の判決が出ていますけれども、これは、まず会社から解雇を受けた方がいる。その解雇をめぐって、京都地裁あるいは中央労働委員会にその部分がかかっていたという中で、会社側の弁護士が京都市に対しまして、その特定の方の前科及び犯罪経歴を照会をした。京都市側は、弁護士法に基づいての照会ということで、その内容について報告をした。これについて、いわゆる京都市側が報告を拒否しなかったことは、過失ではないかという争いになりました。これは、委員ご指摘のとおり、最高裁まで行きました。1審につきましては、京都市側が弁護士法に基づいた照会があったのだから、正当な事由がある場合以外は、回答するのが義務だということです。2審につきましては、逆になりまして、その報告を拒否しなかったことに過失があるという判決です。最高裁は京都市の上告を却下しましたので、2審のとおり判決になるという事例でございます。

古沢委員

行政機関の長が、個人情報の開示の求めに応じて、答えてしまったことを違法としたわけです。公権力の違法な行使に当たるといふに、最高裁はその理由で述べていますけれども、さきの行政実例とこの最高裁の判決でもわかるように、やはり長たる者が、法律上、その適用から除外されるという考え方でいるかいないかというのは、重大問題だと思うのです。先ほどの行政実例でいいますと、いわば、公営住宅の事業主体の長が求めてきた。今回の例に置きかえると、雑誌社の記者が求めてきた。それに対して、山田市長が答えてしまった。これが実は先ほど

からやりとりしている中でいえば、いわば、守るべき秘密に当たらないというふうに答えておられるのですけれども、これはもう大変な勘違いです。守るべき秘密なのですから。今回の市長がとった行為というのは、これらに照らしてみても明らかに、これはもう何でしょうか、公的な守秘義務に問われないか、課されないなんていうことで対応できるようなレベルの話では全くないと思うのです。同時に、これまでの議会との関係においても、これは大変重大な問題だと思うのですが、改めてお聞きします。

助役

話が混乱しているのですけれども、一番最初の話に出た地方税法のところから話しますと、財政部長が話しましたように、地方税法の中で守秘義務といわれているものと、守秘義務に当たらないというものは、先ほど言った当たらないものというのは、滞納者名、滞納者額とその一覧ですね。

古沢委員

一覧ですよ。

助役

ですから、その一覧の中に

古沢委員

個別にドッキングしないのです。

助役

我々の解釈は個別も含むという解釈です。

古沢委員

どこですか。

助役

まず、解釈をしているということをご理解いただきたいということです。そういう中で、これは。

古沢委員

大丈夫ですか、助役。

助役

地方税法の秘密には該当しないということですから、何に該当するかというと、地方公務員法の知りえた秘密という形になるのです。地公法には長は該当しないわけですから。その規定する内容のものは地公法の中にはないのです。ですから、仮にこの滞納者名とか納税額等について、長が公表しても、これは地公法上の守秘義務の対象外になると、こういう解説がありますから、ですから我々としてはこのものについて、市長も代表質問の中で答弁していますけれども、いろいろな場面がありますから、これをすべからず公表するとか、軽々に公表するという問題ではなくて、非常に熟慮の元にそういうケース・バイ・ケースの中で公表するということですから。

古沢委員

それも認めない。

助役

地方税法の問題と地公法の問題と、きちんと整理しておかないと、今いろいろなるる住宅の話もありましたけれども、非常に中身が混乱してくるのかと、そんなふうに思っております。

古沢委員

きちんと答えていただければ、私の質問は終わるところですけれども、混乱しているのはそちらですよ。滞納者名と滞納額一覧というのは、何のたれべいさんが幾ら滞納しているというふうに特定できない範囲ですから。個人の滞納状況が明らかに特定できるという場合は、これは違うですよ。もう一度検討してください。そんなことで、議会との関係、いわば、市民、納税者との関係で、あなたたちが対応するのだったら、大変な問題なのですから、

ちょっと整理してください。

総務部長

滞納者名と滞納税額の一覧というのは、滞納税額の一覧というのはいろいろあると思うのです。滞納者に対する滞納税額、滞納者といったら一つだけですけども、例えとしてはたくさんあるということなのです。その人の滞納税額の一覧になるわけですから、我々としては滞納者と滞納者税額一覧。この一覧の意味も相当いろいろあるので、こういう解釈で先ほど言ったように、地方税法上の秘密には該当にならないと。先ほど助役が言いましたけれども、地方税法上の秘密に該当しないという税務局長の通知があったと、こういうことで我々は判断しております。ただし、地公法上の制約があるから、我々職員、要するに吏員、一般職員については、求めがあったとしても公表することができない。こういうことを申し上げておりますので、混乱うんぬんというお話は確かにありましたけれども、我々としてはそういう判断をしていると、こういうことでございます。

古沢委員

これはちょっと譲れないところですから。市民から議会に送り出してもらっている側からすれば、これは一般論として言っていないのです。先ほど何度か聞いている中で、我々がOBCの滞納額を議会の場で知らせてほしいと何度もお話ししていたのは、それは一般的にはそういうことを何でもかんでも出せということを求められることだとは思ってはいないのです。だけれども、多額の税をつぎ込んで、公共事業として地べたをならして、極めて市民の関心事であるし、これからの財政上の問題もあるから、何度も聞いてきたのです。その求めに応じて、それでは言いましょうといった場合に、先ほどの答弁です。議会の求めに応じる場合であっても、それは例えば委員会なりを秘密会にしてやるだとか、そういう厳格な注意を求めているという扱いはないのですか。第22条でいう秘密事項で、何が違うのですか。特定できる個人の収入額、所得額、税額、こういったものが、これは個人情報だと。秘密事項だといっているのです。ところが、滞納額は違うというのでしょうか。そんな論理がどこに通用しますか。

総務部長

個人の収入だとか所得、これは調べなければわかりません。調べなくてもわかることではないです。これは、そうですから、調査するということになります。ただし滞納額はその結果なのです。ですから、違うということを先ほどから申し上げている。

古沢委員

調べなければわからない。そうしたら、申告納付の額は調べなくてもわかるのですが、それを知らせていいのですか。

総務部長

申告だとしても、向こうが申告義務を負わせて、申告に来ることによって、これは調査になるのですよ。ですから、向こうが言ったことをけっきょく全部知らせるといっているのであれば、守秘義務があるものなんて何もなくなる。ですから、我々としては、申告するものを、では、いいのですかとおっしゃっているから、申告するものでいいと言われたら、秘密を守るものは何もなくなるでしょう。

古沢委員

調査していない、調査しないではないですか。申告はそのとおりいった税額だもの。

総務部長

それは調査の中の一端です。申告させるということは、調査をさせることですから。

古沢委員

違うよ。

総務部長

調査することですから。

古沢委員

違うよ。税のしくみの全く逆転でしょう。

総務部長

ですから、そういうことで所得を把握する、何をやるということで、けっきょくその調査に従事する義務ということでの見解がございますので、その中の話として、収入だとか所得だとか税額だとか、そういうものについては、守秘義務に当たるということで申し上げます。

財政部長

今、総務部長も申し上げましたとおりで、解説の中も古沢委員もごらんになっていると思うのですが、いわゆる調査の範囲とその対応、どういう形でやるのかという中には、当然今の質問権だとか、質問審査権だとか、あるいは現地に行って調べさせるだとか、それから納税義務者等がそういった申告の書類を調査する、それも調査の中の一つの形態として対応といたしますか、そういうこととして配慮する、そういう解釈でございます。

古沢委員

広いのですよ。調査事務というのは、具体的に調査に従事する具体的なことを規定しているのではなくて、その事務に執行することに関連してわかりうるいろいろな数字、資料、個人情報、こういうものを含むといっています。だから、補助的な職員であっても、この第22条は適用されるのだといっている、徴税吏員ではなくても。税務職員ではなくても、その税務職員を補助的にサポートした職員だって、この適用を受けるのだというふうになっているのではないですか。どうですか。

総務部長

私が冒頭、地方税法というのは、徴税吏員だけではないということをお話ししたと思うのです。確かに第22条については、その従事をしている者、した者、した者というのは基本的に過去に徴税吏員なり、そういう調査事務をしていた者で、今は所管がかわってそういう対応をしていない者も含まれるということですから、私はこの第22条に必ずしも徴税吏員がすべて徴税吏員しか適用を受けていないのだといっていることではありませんので、その辺をご理解願いたいと思います。

古沢委員

もう一つだけ言っておきますけれども、例えば調査に従事した職員から関係書類が、上司に上がってくると。上司がそれは意図があろうとなかろうと、個人情報にかかわるそういう資料を机上に、一般の人が出入りできるような机上にさらしておく。進んでみずから開示したわけではない、見せたわけではないけれども、第22条の適用を受けるのですよ。それが第22条なのではないのですか。もともと徴税吏員はそんなことはしない、想定していないから、万一そういうことが起きたという場合には、厳格に対処すると。納税者がプライベートなことに立ち入って、市民がプライベートなことに立ち入ってあれこれ聞かれる、それを受認させなければいけない担保として、これがつくられているのではないですか。

総務部長

第22条の守秘義務を吏員は守らなければならないというのは、委員がおっしゃっているそのとおりです。実際に、税という業務に携わっている者、市でいえば、税務職員、これは第22条にまさに適用している。ただ、先ほどから申し上げているのは、滞納額と滞納額一覧等については、その通知によって地方税法上の秘密には該当しないという話をしているのです。

古沢委員

だから、それは違うと納得していない。とんでもない話だよ、それは。

総務部長

通知でそういうふうな話になっていますので、その通知に基づいて我々は判断をしているということですから、

それが違うと私たちに言われても、通知が違うということをおっしゃっているということですか。

古沢委員

いや、読み方が違うと言っている。

財政部長

そのことと同じなのですけれども、いわゆる何回も繰り返になりますけれども、滞納額と滞納者名というのは、ここで第22条の調査に関する部分に関して知りえた秘密ではないという解釈でいるということで、ご理解いただきたいと思います。

委員長

古沢委員に申し上げます。先ほどからお話を聞いていますと、非常に同じような形の部分から飛び出ておりません。常にかみ合っていないような状況でございますので、これ以上議論いたしましても、その辺は時間としてももう5分超過いたしておりますから、そんなことで。

古沢委員

委員長に提案します。確かに委員長のおっしゃるとおりで、譲れないところだから、こっちも譲れない。理事者側も譲れないところだと思うのです。守秘義務を守る、秘密を守るですけれども、守るということでは、何を守ろうとしているのかというのを問いたいですけれども。だから、要するに特定した個人の、いわゆる個人滞納者名、私人であれ法人であれ、滞納者名、そしてその滞納額、これは秘密に当たるのか当たらないのかだけ、若干休憩をとって確認してください。それで、通知のとおりだというふうに、答弁しているとおりでしたら、私はそれでとりあえずわかりましたと引きますから。

委員長

休憩をとる必要はないと思いますので、答えてください。先ほどから言っている部分ではないですか。当たらないと言っているのですから、それを答えて。

古沢委員

当たらないということになるのなら、これからえらいことになる。

総務部長

守る秘密に当たらないというか、地方税法上は該当しないけれども、先ほどから言っているように、地公法上は秘密になりますという話を申し上げています。それではダメなのですか。地方税法上でもなるということなのですか。

古沢委員

だから、今の件で1点だけ質問しますけれども、総務部長、個人の税額は秘密事項であるという答弁なのだよね。けれども、その個人の滞納額は秘密ではないとあなたはおっしゃっているのだ。これはなぜ、どこが違うのですか。

財政部長

先ほども言いましたように、その部分についてはこの地税法上の調査に関して知りえた秘密ではないということなのです。そういうふうに我々は理解をしている。

古沢委員

調査の結果ではないの。その滞納額というのは、どういう結果わかってくるわけ。

財政部長

新たに発生したというのであれば、それは調査をし、うんぬんという形になるのでしょうかけれども、滞納額というのは、既にあるものですから、そういう意味においては、この調査に関して知りえた中での秘密には当たらないという。

古沢委員

財政部長、いくら滞納しているのですかということをお答え構わないというのだね。

委員長

ちょっと待ってください。不規則で発言はしないでください。

財政部長

ですから、私がそれを言えば、これは1年以下あるいは3万円の罰金ということになるわけですから、それは地公法上申し上げられないのです。

古沢委員

地公法上は1年以下3万円以下ですか。地方税法第22条で言ったら、2年以下30万円ですよ。それだけ厳しい罰則規定をつけているのですよ。だから、そちらには当たらないのだけれども、地公法、罰則規定が柔らかな地公法上に当てはまるのですと、全くとんでもない話だ。

委員長

ちょっと待ってください。同じことの繰り返しになっていますので、少しこれ、まとめて答弁しましてもね。

(「法解釈が違うということなんだ」と呼ぶ者あり)

財政部長

ですから、税法上の秘密というのは、あくまでも地方税法の中で、それに関する事務に従事するということなわけです。ところが、地方公務員法というのは、いわゆる公務員としての所管しているというか、一般的にもっと広い範囲の中で規制されていますから、そこで税法上では調査で知りえた秘密ではないとしても、地方公務員法としてはそれを公表することはだめですという制限がされているのだというふうに、私は考えております。

古沢委員

委員長、そうしたら質問をまとめて終わりにしますけれども、一つはそこところはわかりましたということになりませんから。ですからできるだけ速やかに、次の機会までに改めて調査、確認してください。滞納者個人名、その滞納額を特定できるようなものは、あなた方は調査に基づいたものではないから秘密に当たらないと。地方税法第22条に該当しない。しかし、地方公務員法に抵触するから、これはもし知らせる場合でも、あれやこれや難しい問題があります。あれやこれや難しい問題があるのは承知ですから。これはぜひ調べて、わかり次第報告してください。こういうことです。納得いきませんから。

それで、質問は最後ですけれども、そういった議論を踏まえた上で、なおかつ、5月31日号の市長のとった態度について、よしとするのですか。市長、何かご意見あります。

市長

今の話は、本会議以来ずっとお答えしてきましたけれども、基本的に首長には一般職のような法的な守秘義務は課されていないという、この点ではご理解いただけたと思います。法に書いていませんから。

古沢委員

民法も昨日言ったよ。

市長

しかし、住民あるいは住民全体の不利益になるようなことは避けなければなりません。したがって、首長といえども、一定の守秘義務的なものはあるでしょう。ただ、先ほど古沢委員がいきみじくも言ったように、今回の発言といいますが、承知の上で職員に滞納額を言えというくらい大事な問題だったです。ですから、私も大事な問題で、これは当時の状況としてはお話できないと。しかし、現在の小樽市の財政状況からいったら、これはもう全国にないわけですから、お話をして一定程度小樽市の財政状況、小樽の現在の置かれている状況を説明し、そしてまたいろいろな面で思慮してもらおうという、そういう意味を込めて、話したということで状況の変化があったということでございますので、その辺はぜひひとつ賢明な古沢委員ですから、ご理解をいただきたいと思っております。

古沢委員

議会との関係でいえば、この問題に限っていえば、180度変わったわけです。ただ、我々は今回質問を通じて、まだ具体的に聞いていませんから、ですからOBCの滞納額が何年度分、何期に渡って幾らあるのかというふうに聞いたら、今度は速やかにお答えいただけるのでしょうかし、そういう問題で市長は整理をされたわけですね。これはこれで、私は重大な問題だとは思いますが。その扱いは、より慎重にしなければならないと言いつつ、雑誌には極めてオープンに話をして、議会でそういう求めをしたら、あたかも100条委員会に匹敵するかのごときの厳格な扱いを、市長はみずから網をかけながら議会に対応しなければいけない。そういったことから考えても、越してはならない一線を越してしまったというのが、今度の雑誌掲載記事ではなかったのかと。そのことを一顧だにしない、反省のこれっぽっちもない、そういう対応でこのまま我が身を処するのかということを問いたいのですが、いかがですか。

市長

今回の件で、お話ししましたけれども、こういった問題は即軽々にお話しできる、先ほどから話ありましたように、滞納者名は秘密事項ではないと言いながら、一般職は言えません。しかし、地税法上は秘密に当たらない。だからといって、いつでもかつでも要求に応じてすぐ滞納額を言えと、言えるのだから言えと言われても、そう簡単に言える状況のものではないだろうと。こういう問題については、慎重に扱わなければならないと。今後もそう思います。

したがって、今お話がありましたように、今度は何期分滞納があるかと言われた場合は、これはある程度今回の件については、お話ししなければいけないだろうと思いますが、そのことを職員に言っても、職員はお答えできませんから、私から知っている範囲のことは言わなければならないのかなという感じはします。

古沢委員

終わります。先ほどお願いしたことが一つ。この問題は、先ほどお願いしたことにすぐれて関連してきますので、この問題をそうやって処理したということになれば、知りうる限りといえば、きっと個人名、個人の滞納額を秘密事項としない唯一の自治体になると思います。そういう重大な問題だという問題意識を持って、これを確認してください。それによって、また改めてこの問題の対処の仕方を考えていきたいと、そういう点を留保しつつ、今日の質問は終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を自民党に移します。自民党。

井川委員

生活保護について

生活保護のことでお尋ねいたします。

平成10年から15年度までの5か年間の生活保護世帯の件数と金額をお知らせください。

(福祉)保護課長

10年度は世帯数が2,629世帯でございます。平成11年度2,696世帯、それから平成12年度2,776世帯、平成13年度2,926世帯でございます。

(発言する者あり)

申しわけございません。金額は後ほど言わせていただいでよろしいでしょうか。10年度を調べていなかったものですから。平成14年度の世帯数が3,092世帯、平成15年度が3,170世帯でございます。

申しわけございません。もう一度決算額を11年度が75億768万7,000円、12年度が74億8,542万4,000円、13年度が76億3,642万4,000円、14年度が79億7,308万2,000円、平成15年度はこれは決算見込額でございますが、81億5,437万1,000円という数字になると思います。

井川委員

今、5年間の推移を見ますと、小樽市は人口が減っていますけれども、保護世帯の件数がちょっと増大しています。金額が81億円と15年度見込みがあって非常に大きいのですけれども、その原因としてどのようなことがあるか、お知らせください。

(福祉)保護課長

経済動向に起因するものが大きいと考えてございますけれども、平成15年度は単年度で見ますと、新規が386件ございました。その主な理由としましては、世帯主が傷病で働けなくて生活が苦しいので、保護を受けさせてほしいという方は42パーセントでございます。それから、リストラ等によって求職活動をしているのだけれども、職につかず、手持ち金がなくなったので、職が見つかるまでの間、生保を受けたいという方が16パーセント、そのほか働いている方の離別、離婚等でございますが、これが9パーセントということで推移をしております。

井川委員

それでは、この生活保護者に対して、自立して生活できるような生活指導というのですか、自立をして保護をいただかなくても生活できるような指導というか、そういう指導方法について、ちょっとお知らせください。

(福祉)保護課長

本当に、稼働可能な方につきましては、就労指導をするわけでございますが、当課に就労指導員、ハローワークのOBの方を雇用しまして、就労可能な方の就労及び求職等の相談に乗りまして、ハローワーク等の情報提供並びに、ハローワークの取次ぎ等を行いまして、就労指導を行った結果、平成15年度で230人の相談者がおりまして、そのうち129名が就職してございます。そのほかに、生保の中に生業扶助というのがございまして、その中に技能習得費を利用して資格を取らせるという生保扶助がございまして、その中で、ヘルパー2級の資格を取られるということで、平成15年度に7名にその技能習得費を支給しまして、2級の免許を取ってございます。5割ぐらいはその資格に基づいて就職するという現状にございます。

井川委員

そうしましたら、今まで、平成15年度、14年度、13年度でけっこうでございます。例えば生活保護世帯でなくなって自立して生活した件数について、お知らせください。

(福祉)保護課長

先ほどの就労指導によりまして、14年度、13年度の数字を押さえてございせんから、15年度は先ほど言いました230人に対して129名で、実際にその就労によりまして、保護を廃止したのは23世帯でございました。14年度には、232名の相談がございまして、実際には120名が就労されていて、就職によりまして保護を廃止したのは10世帯でございます。

井川委員

たいへん苦勞されて、いろいろと苦心をされて指導していらっしゃるようですけれども、実は私、なぜこれを質問したかということ、市民の中にご不満の方が非常に今多いのです。一生懸命、国民年金を40年間まじめにかけてき

たと。そして、5万なにがしかのお金をもらって、小樽市の財政がたいへん厳しいから市の世話にはなりたくない
と、一生懸命頑張っている市民の中にはいらっしゃるわけです。こういう方々が一生懸命頑張っている反
面、今私のところに非常にいろいろ言うてくるのは、市民の皆様の大事な税金を遊興費に例えばパチンコである
と、競馬であるとか、そういう部分に使っていらっやいますという、そういう非常に不満の声を私はずいぶんお
聞きしているのです。では、朝から晩まで車をパチンコ屋の前についているわけにもいかない。競馬場の前に見張
りしているわけにもいかない。生活保護者の方もけっこうストレスがたまっていらっしゃるのしょうから、借金を
しない程度で自分でいただいた年金の中で、1,000円でも500円でも、しているのではないですかと、苦し紛れに私
もそういう回答をしたりなんかしているのですけれども、やはり一生懸命市民の方が苦勞して税金を払っていら
っしゃるのに、こういう生活保護者の方が非常に今多いと。

それともう一つは、偽装離婚というのですか、昔は偽装結婚とよく聞いたのですけれども、最近、生活保護をも
らいたいために、偽装離婚が非常に多いと聞いております。そういう実態なども、できればこういう部分につ
いてを調べるのはたいへん難しいと思います。個人の秘密を一生懸命朝から晩まで調べなくてはいけないという部分で、
非常に面倒かと思えますけれども、ぜひこの辺も考慮に入れて、大事な市民の税金ですから、できるだけこれは80
億円もかかって、だんだんウナギ登りに上がってきていますので、少しでも少なくするように努力をしていただき
たいと思います。よろしいでしょうか。

福祉部長

委員、おっしゃるように、今、たいへん厳しい経済情勢を受けながら、ここのところずっと増えてまいりました。
昨年度の暮れから今年度の初めにかけて、多少そこら辺は落ち着きを取戻しつつあるというか、従来のような伸び
という形にはなっていない状況にはございます。ただ、いずれにいたしましても、たいへん大きな金額でござ
いますし、市民の皆さんもたいへん生活が苦しい中で、いろいろ節約をされている方もいらっしゃるわけござ
います。私もそれをじゅうぶん意識して、いろいろな対応をしていきたいということで、いろいろな情報をいた
だきながら、そのときにはじゅうぶん調査もしながら、いろいろなお話、時には1件1件私どももきちんと調査を
して取り組みながら、適正な対応に当たってきているわけでございますけれども、よりいっそうこれからもじゅう
ぶん意識をして、進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

井川委員

小樽グランプリ構想について

次に、最近はあまり明るいニュースがないので、明るいニュースなのですけれども、グランプリ構想、これが認
定されたということだったのですけれども、グランプリ構想について、内容をお聞かせいただければと思います。

(総務)企画政策室迫主幹

小樽グランプリ構想についてのお尋ねでございますけれども、この小樽グランプリ構想につきましては、日本で
初めて公道を使ったカーレースを小樽で実現し、将来的にはF1レースの開催を目指そうというものでございます。
市内には早くからモーターカーの愛好者がおりまして、ぜひモナコのようなレースを開催したいのだというような
ことで、構想をされていたというふうに伺っておりますけれども、直接的な契機といたしましては、本年3月に小
樽グランプリ推進協議会というのを発足いたしまして、これによりまして機運が高まったものを認識してござ
います。

井川委員

地域再生計画について

それとあわせて、地域再生計画についてもお答えください。

(総務)企画政策室迫主幹

地域再生計画についてのお尋ねでございますけれども、地域再生と申しますと、今地方の創意工夫ある取組につ

いて、国が一定程度支援をしようというものでございますけれども、現在、国は地方から提案のございました地域再生策というものを141件認定をいたしまして、地域再生のプログラムというものを策定してございます。今回、小樽市が申請をいたしました地域再生計画の中には、このプログラムの中から二つの支援措置というものを選択いたしましたして、国に対して支援を求めたものでございます。具体的に申し上げますと、一つは特定地域プロジェクトチーム、この設置を国に求めているわけですが、カーレースの実現に向けましては、道路整備の問題ですとか、あるいは生活者、それから道路利用者への影響、それから安全性とまだまだ課題の多いものでございますから、こういった課題を解決するために、国の出先機関などからなる省庁横断型の協議体をつくると。その後、国に支援を求めているというふうにご考えてございます。二つ目は、カーレースが行われる場合につきましては、地元の警察署長が道路使用の許可をするわけですが、将来的にこの道路使用の許可が円滑に行われるように、地元の警察署長に協力や助言を求めていくと、こういうふうにご考えてございます。

井川委員

たいへん難しい構想で多額のお金もかかりそうですし、いろいろな部分で障害がありそうですけれども、実施時期については、いつぐらいをめどにしていますか。だいたい、わかる範囲で。

(総務)企画政策室迫主幹

現在、この小樽グランプリ推進協議会の方から伺っている話ではございますけれども、だいたいここ3年程度をかけまして調査ですとか、研究あるいは関係機関との調整を行ってまいりたいというふうに伺っております。その後、4年後ぐらいには、F1グランプリでなくても、何らかのカーレースを実施したいのだというふうに伺っているところでございます。

井川委員

それでは、市民への経済波及効果というのですか、市民に対していい方の意味でどのような影響をもたらすか。

(総務)企画政策室迫主幹

このグランプリ構想と申しますのは、現在まだ構想の段階でございまして、具体的にどういうコースを使ってレースをするとか、どんな車を使ってレースをするとか、あるいはスポンサーがだれになるとかということはまだ全然決まっておりませんが、今回、国に上げました地域再生計画のとおり、計画が実現すると思いたしますと、やはり日本で初めてのカーレースですから、観光客やレース関係者が相当数小樽に訪れるだろうということがひとつ考えられるかと思いたします。それからもう一つは、自動車産業といえますのは、これまで一定程度レースの中で自動車の耐久性ですとか、性能というものを上げてきておりますので、地元でレースが開催されるようになりますと、自動車関連産業の誘致といえますが、立地などの可能性もありますし、それに伴う雇用の創出なども考えられるのではないかとこのように考えているところでございます。

井川委員

たいへん夢みたいな話で、実現すれば、本当に素晴らしい、マカオやモナコのように、ああいう港があって美しいカーレースというのですか、あんなような感じで私どもも想像してはございますけれども、そういう想像よりも、まずできることから徐々に始めて、少しでもステップを頑張って踏み出してください。そして、市でも大いに業者の方だとか、その気運も強化をいたしまして、どんどんかかわって頑張って実現していただきたいと思います。

成田委員

道州制について

私から、代表質問にかかわっての質問に入りますけれども、道州制について高橋知事が政府に対して経済財政諮問会議で、道州制の特区に向けた提案をされておりますけれども、その提案が二つの柱になっていると思いたします。その一つが、道州制に向けた総合的な推進の関係という点と、それから二つ目はテーマごとの取組についてありま

したけれども、この一つ目の総合的な推進事項、これは国の関係機関だとか、道の機能の統合などに関しての事項がそれぞれあると思うのですけれども、この機能の分担の挙げられている部分というのは、何項目あるのか、これを教えてください。

(総務)企画政策室東田主幹

今、成田委員のご質問でございますけれども、道州制につきましての総合的な推進事項についてのご質問というふうに受け止めましたが、五つございまして、順番に申し上げますと、一つ目は委員がおっしゃいました、国の地方支部局との機能等の統合の検討について。簡単に申し上げますと、北海道内でございます出先機関の事務権限を北海道に移譲すると。そのことによって、北海道独自の道州政府というのを実現しようというものでございます。二つ目につきましては、法令面での地域主権の推進という項目でございまして、この間、マスコミ等で言われました上書き権といいますが、条例をある程度設定の範囲を拡大して、北海道独自に条例を設けるということでございます。三つ目が、道州制北海道モデル事業の対象事業の拡大、それから補助基準の弾力化についてでございますが、これはいわゆる既存の補助金制度を北海道の特性を踏まえた補助事業に拡大するとか、補助基準を弾力化させるということでございます。四つ目、その他の検討項目でございまして、そこには新たなこれまでにないシステムの一体的予算要求だとか、予算の執行、それから強化プロセスの構築、さらには防災関係等の情報システムの共有化、また郵便局、ハローワーク等の国の機能を活用した地域ネットワークの形成などでございます。最後に道州制特区の取組事項の具体化を図るための推進組織の設置という要望がございまして、これは読んで字のごとでございますが、現在、国と道が協働で推進する組織がないということで、国に対してその組織の設立を要請していくということであります。

成田委員

モデル事業というのはわかったのですけれども、この設置されている部分、それからこれからだということなのですけれども、今この説明の中でテーマが何点かあると思います。道が国に対して上げたテーマは3点あると思うのですけれども、これについて。

(総務)企画政策室東田主幹

今のご質問でございますけれども、今、説明申し上げました三つ目の道州制の具体のモデル事業の対象事業の拡大、補助基準の関係でございまして、モデル事業を独自に提案をしております、その中で、モデル事業における三つのテーマというのが掲げられております。一つは豊かな自然環境と保全ということで、環境にまつわる問題、それから二つ目は魅力あふれる北海道観光の形成ということで、観光にかかわること、三つ目が災害に強い地域づくりということで、防災にかかわること、この三つでございます。

成田委員

それぞれのテーマが三つあるわけですが、この進め方の中に小樽とのかかわりの中をじゅうぶん配慮して、小樽からもぜひ手を挙げて、この部分を小樽がやらせていただきたいと。その分野の一つをぜひ小樽から進めていただきたいと思うのですけれども、その辺の考え方はあるでしょうか。

(総務)企画政策室東田主幹

あくまでも、モデル事業を提案している最中でございまして、具体的な内容につきましては示されていないのが現状でございますが、今、あくまでも北海道が想定している事項の中で、特に小樽とかがわりが深いと思われるのが、先ほど申し上げた二つ目の魅力あふれる北海道観光の形成というテーマの中に、特に今後志と密接なつながりを持つ事業であろうと思われるのが、国土交通省が現在進めておりますシーニック・バイウェイ・プログラムでございます。これはいわゆる観光地と観光地の間をつなぐルートの枝道を、さらに景観整備をしようと、沿道整備をしようというものでございますけれども、今回の国の推進事業の中で、千歳からニセコまでの間のルート、それから旭川から占冠までのルート、この2本がモデル事業の先行実施となる予定でございますし、もう既にいろいろ進め

られているというふうに聞いておりますので、このことが後志小樽の広域観光の振興に期待が持てる事業であるというふうに思っております。

成田委員

こういう観光事業というのは、小樽は年間800万人以上の観光客が来ますので、観光をテーマにした小樽から発信させていくような、そしてまた、小樽がますますこの観光客が小樽に入ってくれるような、そういう推進方法を考えていただきたいと思います。それでまた、この経済財政諮問会議の中で、知事がいろいろな席上で話された中で、いろいろなことをまた言われたと思うのです。その話の内容というのは、何か聞いていますか。

(総務)企画政策室東田主幹

正確には存じ上げておりませんが、会議出席者から出された意見については、新聞等でも報道されておりましたけれども、まず提案された道州制構想については、全体が一致した意見として北海道を応援していこうということでございます。ただ、一方で、大きくは二つの意見が出されたというふうに伺っておりますが、一つは先ほど説明申し上げましたけれども、国の出先機関との統合の具体案について、まだまだ具体的ではないのではないかと、そういう意見がございます。もう一つが、先ほど説明申し上げましたけれども、地方主権の推進の部分でございますが、道内分権という表現をされておりましたが、道内分権の手法については、あまりにも明確ではないということで、それらについてマスコミの報道によると、宿題という表現をされて、再提案を求められているところであります。

成田委員

北海道はまだそういう国に対して意識が薄められている、見方が薄いのです。それで、小樽も市長がどんどん努力して今やっているように、小樽から道州制の提案をして、小樽がこの道州制の責任母体になるような空気で、どんどん進めてもらいたいし、防災関係もそうです。それから、冬の間の除雪体制だとか、そういうものも道州制の中で検討されている部分だと思うのです。これはぜひ進めてもらいたいと思いますし、これから市町村に対して道の権限が移譲されてくると思います。分権型の社会になってくるわけですから、道分権の中で、小樽市の在り方も、先陣役をやっていただきたいと思います。その何か一つ小樽としてこういうことをやっていきたいのだということ、道に上げていただきたいと思いますが、そういうものというのは、何かありませんか。

(総務)企画政策室東田主幹

二つありますけれども、今、全国に何か小樽市からというお話でございますが、私どもの方で、今、代表質問後に、道の担当に電話させていただいて、今後どうなるのかという話を伺いましたところ、今まだその再提案の最中であり、地方に詳細をおろすことは、まだ現状では難しいと。したがって、時期は明確には答えはなかったですけれども、再提出された後に、各支庁単位で、支庁若しくは圏域単位になろうかと思っておりますけれども、そういう単位で各市町村の意見を吸い上げる場をつくって行って、その中で、現在のその権限移譲の部分も含め議論をさせていただきたいというふうにお答えをいただいておりますので、それまでに何らかの形で私どもとしては道に訴えるべく、手法といたしましうか、権限の部分も含めて勉強していきたいというふうに思っております。

成田委員

せっかく道州制は国で認められている特区ですから、これはやはり小樽は港が目の前にあります。この港を生かして、今まで小樽市が国から移管されて、管理者に小樽市がなっています。そして、石狩湾新港は道も参加している。そして、石狩市、小樽市と道が参入して管理しているわけですけれども、これを今度道も小樽港にも参入してもらって、そして一緒に小樽港に船が入ってくるような、そういう施策をつくってもらえるような方向へ持っていっていただきたいというふうに思っています。これは答弁要りませんが、要望として挙げたいと思います。

若年雇用について

次に、若年雇用について、代表質問で聞きましたけれども、高校新卒者のフリーターがずいぶん目立つわけです。

それはなぜかという、先ほど井川委員からも話されていますけれども、生活保護家庭の中で、保護家庭というのは両親がそろっていても、保護されていますから、仕事をしなくても生活というのは成り立つわけです。そういう家庭で育てている子どもというのは、仕事をしなくても生活できるのだという感覚しかなくなってしまうのではないかと。私はそういうことを危くするわけなのです。そういう子どもたちが学校を卒業して、就職の場を探さないで、そしてよくまちで会って、「おい、あんた何やっている」といったら、「おじさん、今、僕フリーターなんだ」フリーターを仕事みたいにしてしゃべっているのがいっぱいいるのです。現実にフリーターの数というのは、新卒者だけではなくて、若者の世代の中で相当数増えていると思うのですけれども、この実態は押さえていますか。

(経済)商業労政課長

フリーターについてのご質問なのですけれども、平成15年度版の国民生活白書によりますと、2001年で417万人というように推定されております。国民生活白書におけるフリーターの定義づけなのですけれども、国民生活白書という考え方から、働く意思があっても正社員としての資格を得ていない人を結局フリーターとしてとらえておまして、15歳から34歳の若者、ただし学生と主婦は除かれています。そのうち、パート、アルバイト、これには派遣等の場合も含むのですけれども、及び働く意思のある無職の人というふうに、国民生活白書では定義されておまして、ここでは2001年においては、417万人というふうに推計されております。一方、厚生労働省の関係なのですけれども、ここの部分の定義づけは若干限定的にやっておまして、こちらの方の集計では2002年については、209万人というふうに集計されております。また、国の若者自立・挑戦プランということで現状について語っているのですけれども、その文面ではフリーターについては200万人、若年失業及び無業者100万人という、そういった現状にあると言われております。

成田委員

この相当数、全国的にもいるわけなのですけれども、小樽としてもこれは真剣に取り組まなければ、本当に大変な世の中になっていくかと。将来の小樽が心配で、最近私は夜寝られなくて朝早いのです。実際に雇用者の方にも私は相談したことがあるのです。新卒の子どもたちが、子どもたちという失礼ですけれども、新卒してきた、定職を求めてきた人を雇用してやる。それが1か月もしないうちに、最初の1週間、1週間たったらもう頭痛がして会社に出てこれないと、そういう子どもが多いのです。職場になじめないのか、職として勤務ができないのか、大変な状況だと思います。それまでになる学生時代の中で、そういう機会を家庭の中で、地域の中で、学校でもそういうことは必要ではないかと思うのです。自分に合った適性の職場というか、それを自分で選択できないのではないかと思う。これからの若い世代が、小樽、北海道、日本をつくっていくわけですから、そういうことが大事な時代だと思うのです。その中でやはり学生を育てる教育関係者、それから地域で支えている方々、そういう方々と連携をとって、若いフリーターをできるだけつくらないようにして、就労機会をつくってやらなければならないと思うのですけれども、これは2002年の国の政策だと思いますけれども、若年失業対策強化ということで、若年者トライアル雇用対策というものが立ち上げられました。この内容については、知っていると思いますけれども、お知らせください。

(経済)商業労政課長

今のご質問の若年者トライアル雇用事業、これは国において、平成13年12月から実施しております。これにつきましては、若年者等の特定の求職者を短期間試用雇用して雇い入れた事業主に対して、国から助成金を交付するという形になってございます。原則として3か月、30歳未満の者で一人につき月額5万円を事業主に助成するという制度であります。ちなみに、厚生労働白書によりますと、今までにトライアル雇用を終了した約2万3,064人のうちの79パーセントに当たる1万8,213人が常用雇用につながったと聞いております。それで、ハローワーク小樽に確認いたしましたところ、小樽市内におきましては、平成14年度で20名の該当者があったというふうにお聞きしております。

成田委員

小樽市内でこの適用を受けた企業というのは何社ぐらいあるのですか。

(経済)商業労政課長

企業数までは確認しておりませんので、人数が20名でそのうち1名が新規高卒者であったというふうにお聞きしております。15年度については今、照会しているのですけれども、まだ集計されていないという回答を得ておりません。

成田委員

やはりこういう制度というのは、どんどん小樽で受け入れてもらえるようなPRというのを進めて、そして若い人がどんどん地元で雇用されるように職を探してあげた方がいいと思います。子どもたちも自分の仕事で何をやっていいかわからないような状態だと思うのです。そういう心配をする中で、小樽市内の事業所の年齢別というか、そこは若い人を受け入れてくれる体制であるのか、それとも高齢者の方々ががちりガードして、それが職場を狭めているのか、その辺も聞きたいと思っているのですけれども、把握できておりますか。

(経済)商業労政課長

平成15年度の小樽市労働実態調査におきましては、調査対象企業581事業所、従業員が5人以上ということで、調査を行ってまいりました。それで、有効回答企業につきましては、274事業所で回答率は47.1パーセントで、15年9月30日現在でいろいろ調査を行っております。その中で、常用正規従業員の年齢別構成を見ますと、15歳から19歳につきましては8パーセント、20歳から29歳につきましては20.4パーセント、30歳から39歳が24.4パーセントという、そういった状況になっております。

成田委員

やはり、30歳、40歳までの年齢というのは、この方々の雇用体制というのはやはりよくないと思っております、これから次世代のことで聞こうと思ったのですけれども、次世代の中でも夫婦共働き、それから専業主婦、そういう家庭がたくさんあります。その中で若者が新卒で働きに行きたくても職場がないという状況が大いにあるのです。それは、ある程度雇用の関係で職を覚えている、いろいろな職場を歩いてきて、即戦力になる年配者を雇用したい。また、新卒者は一から全部教えなければならないという。そういう悪循環の中で、今、作業をしているところなものですから、そういう中で少しでも経験をさせてやるようなしくみをつくって、そして学校時代は学校時代の中でもそういうことを教えてあげる。そういう職業の技術を身につけさせるようなしくみをつくってやる。小樽市内としても、小樽市のこの地方の行政の中で何かいい案がないかということで、昔あった失業対策事業所みたいな形で、若者に対する失対訓練所みたいな形のものをつくり出してはどうかと思うのですけれども、そういう考え方というのはどうでしょうか。ないでしょうか。それで、少しでも若年雇用に対する自覚を持たせるといふか、子どもたちに自信をつけさせないと、将来展望が開けないと思ったのですけれども、答えていただけますか。

経済部長

若年者の雇用の関係は現実には確かなかなか厳しくて、今春卒業の子どもたち、例年この時期であれば、もう九十七、八パーセント就職が決まっているのですけれども、残念ながら今年はまだ80パーセント台後半ということで、この前のお話ですと、20数名がまだ決まっていないという状況で、まだやっておりますけれども、そんな厳しい状況です。先般、雇用促進協会の総会がありまして、そのときの委員であります市内の企業の社長のお話ですと、一生懸命新規採用をとっていただいているのですけれども、今春の子でもう既に来なくなっている子がいますという話がありました。実は言っていないかわかりませんが、急に来なくなったのです。電話の1本もなく、何日も来ないので電話をかけたら、親も知らなかったという、実はそんな話までされているのです。いや、私どもの企業に魅力がないからですかねと自ちょう気味におっしゃっていましたが、実はそんな状況もあって、私どももハローワークを含めて毎年各企業にお願いをして、相当数をとっていただいています。そういう意味では、企業の

皆さんは苦しい中でも小樽のために新規の子どもたちをとっていただくということをやっているのが現状です。ただ、今おっしゃいましたとおり、それぞれの子供たちが早めにやめてしまうということは、なかなかそううまくマッチングしていないのだと。そういう意味では職業訓練はすごく大事なことだと思いますので、インターシップなんかも相当数頑張っているけれども、学校とも相談しながら、大きな職業訓練所みたいなものはなかなか難しいですけれども、それに見合うような形をもう少し検討しながら進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。市民クラブ。

大島委員

フィッシュミール問題の経過について

初めに、経済部に資料をいただいておりますので、またかと思わないでください。3年あまり続きました裁判についてお伺いします。第28回が終わっております。この資料を見ますと、和解に向けた協議が第15回から第29回まで14回ということになっております。これらは今どのような状況にあるのか、この点についてご承知でございますか。

(経済)産業振興課長

小樽フィッシュミール協業組合平成13年(ワ)第29号使用損失補てん金請求事件についてでございますが、15回目から和解に向けた協議、裁判長の下で原告、被告が協議をしているということでございますが、この内容につきましては、詳細にお答えすることはできませんが、15回目ころから第28回目まで6月7日でございますが、そこまでは和解に向けた協議ということで進めていただいております、第29回目は7月26日に、このときも和解に向けた協議を行う予定で進んでおります。

大島委員

毎回同じような質問をして、毎回同じような答弁が返ってきます。しかし、もう14回も和解のための協議を進めているわけですから、今現状どのような状況にあるのか、このぐらいは差し支えない程度で答弁いただきたいです。これは大変な額ですよ。私は風化させないために、毎回この資料をいただいているのです。14回ですよ。どのような状況にあるのか、現状をできる範囲以内で説明してください。

経済部長

課長から申し上げましたとおり、現在、和解の協議を進めています。それで、大島委員から質問がありましたとおり、第15回目から和解という形の協議が始まりましたけれども、実はこの14回の中に、私どもがいったら、訴訟をしています相手方の法人と個人がいらっしゃいますけれども、その中のお一人がかなり早い段階でお亡くなりになって、その方の相続の関係の処理等に相当時間を有して、和解協議というふうになってはいますが、実際には金額を提示して和解の話をするというよりも、その亡くなった方の相続の関係の処理等で、相当何回かを費やしたというのが現実であります。ですから、聞いている限りも含めて、金額を提示してお互いにやりとりしたという回数は、そんなにございません。それから、さらに直近になりまして実はもう一人お亡くなりになった方がいらしまして、東京にお住まいの方なものですから、その方の相続の関係をその処理に向けて、この二、三回は少しお話をしていたというのが、今の現状でございます。

大島委員

保証人がだんだん亡くなるのは当然なのです。保証人の方の年齢を考えれば。そして、また一方では相続の問題にしても、うちの方もこれだけの債務を抱えて、なかなか、はい、私が相続しますというのは、プラスの面もあれば、これだけのマイナス点があるわけですから。聞くところによると、財産放棄したという話も聞いています。しかし、

これをいつまでも財政が苦しい中で、やはり市民が納得のいく金額で早急に判決を進めるべきだろうと、私は思っております。時間がかかるのは、私もじゅうぶん承知しております。しかし、担当課長が話しているように、木で鼻をくくったような答弁というのは、私は納得できない。昨日、今日のことでないですから、もっと誠意ある答弁をいただきたいと。この件については終わります。

サンビルについて

次に、資料をいただいております駅前のサンビルについて、何点が質問いたします。

延べ床面積1万2,447.39平方メートル、このうち、小樽市の持分が19.3パーセントです。先ほど割り返してみましたら、小樽市の持分は約2,400平方メートルなのです。このうち、プールについてどのくらいあるのですか。

(建設)まちづくり推進課長

小樽市分のプールの部分につきましては、面積でいけば約1,400平方メートルです。

大島委員

また競売の経過について、市の問題というも聞いていますが、1回目、2回目、最低価格がたいへん下がっています。今月では8月8日に予定されている最低価格については、850何万何がし、これはいつ、だれが、どこで、どのようにして決めるのか、教えてください。

(建設)まちづくり推進課長

この最低売却価格につきましては、裁判所の方で鑑定士等に委託した中で決定された額だと承知しておりますので、詳しい算定方法なり、どういう形での金額が出てきたのかについては、詳しくは承知してございません。

大島委員

あれだけの建物ですから、市民としても納得いかないという部分がございます。しかし、片や滞納している部分で1億6,000万円以上のものがあると。それも、落札者は負担しなければならないわけですから、ということで非常に厳しい条件がある。また、1回目、2回目は不調に終わっている。3回目の方針については、どのように考えておりますか。

(建設)まちづくり推進課長

1回目、2回目の不落につきましては、今、委員がおっしゃられましたように、供用等の滞納が多くあるということ、あるいはその取得後の事業展開がなかなか見えないというような理由があるかと思えます。3回目に向けて、状況としては大きくは変化してございませんが、私どもも含めて、この資料にありますように、検討委員会と検討会という組織も立ち上げまして、官民一体となった形で応札者の誘致に向けても、今積極的に動いておりますので、結果はわかりませんが、何とか3回目の応札があるような形では、今後も動いていきたいというふうに考えてございます。

大島委員

今、3回目の応札に向けて、それぞれが努力をしていることは、それはわかりました。しかし、落札しなかった場合には、どのように変わりますか。

建設部参事

最終的に裁判所の方に正式に問い合わせをしてはございませんけれども、関連する弁護士のお話ですと、競売、RCCが最終的に判断を下した中では、次回以降の話も決まるというふうに聞いております。ただ、3回目が終わっていませんので、終わり次第、もしどうしてもその不落の場合は、裁判所に行って、再度協議をしたいというふうに思います。

大島委員

昨日から、裁判所でこの入札の資料の閲覧ができるようになりました。これによりますと、8月に3回目の落札が失敗した場合は、応札がなければ、落札がなければ、特別売却という1項目が残っております。この特別売却と

というのは、どういうことなのか、説明願います。

(建設)まちづくり推進課長

特別売却についてでございますが、今、最低売却価格が853万3,000円ということで設定されてございますので、この対策期間に応札をする方がいない場合には、この入札期間が終わった後、先着順で応札した方が取得するというので、特別売却ということになっております。

大島委員

そのときの価格は幾らですか。

建設部参事

あくまでもその入札条件は、一般と同じというふうに聞いてございます。

大島委員

裁判所の書類を見ますと、最低価格850万円に提示されています。そうしますと、例えば応札がなかったと、あるいはなかったけれども、その後この期間内にどなたかが取得をしたいということで、それは先着順ですから、応募があった場合に、これは小樽駅前という小樽の顔の地域でございます。善良な関係者が取得されるのなら、これにこしたことはございませんが、もし万が一、いろいろ問題がある方が取得された場合には、こういう活性化検討委員会というものができたように聞いておりますけれども、私は非常に心配をしています。

そこで、何とか市も含めたこの検討委員会の中で取得をできないものなのだろうか、このように思っているのですが、その辺についてはいかがですか。

建設部参事

応札を、その検討会のメンバーでやれよというお話ですけれども、いかんせん、その最低価格の850数万円、さらにはその共益費の1億6,000万円、そのほかに取得の国費、道費、市費の負担が、さらには毎年の壊すまでの維持管理費、さらには毎年の固定資産税等々かかっています。かなりの額になります。その中で今、小樽の場合、検討メンバーの中で取得資金という点では、残念ながらこれまでの検討会の中では、そういう発想にならなかったということでございますので、先ほど課長も申し上げましたように、何とか3回目の応札に向けた企業誘致についてですが、官民あわせて今精力的に動いていますので、そちらに少し力を傾注していきたいというふうに考えてございます。

大島委員

3回目の応札ができるように期待をしております。また、昨日サンピルの関係者に説明会が開かれたと聞いておりますけれども、どのような内容で、またどのような主な意見があったのか、この点についてもお聞かせください。

(建設)まちづくり推進課長

実は、昨日、サンピルの権利者を集めまして説明会を開催しました。その中では、この第3ビルの再開発に向けて、どういった手法があるのか、あるいはその手法に基づいたメリット・デメリットそういった内容のほかに、権利者が皆さんここに集まっていた中で、ある程度こういった内容のものを考えていけばどうかということで、ひとつたたき台という形で案を示しております。そういった中で皆さん方のご意見をお聞きしたということでございまして、その会議の中で話し合われて質問が出たと、そういった内容としましては、ある程度この制度に関する疑問点であるとか、あるいはまた、この際、開発を仮にやるとしたときに、何とか小樽の今現在あるサンピルあるいはまた港、そういったものも含めた形での計画にならないものであろうかとか、あるいはまた実際に建替え等々をしたときに、自分たちがどういった事業展開をするにしても、資金計画、どの程度の費用がかかるのかとか、あるいはまた、そのたたき台の中で、もう少し具体的な、例えば魅力あるものという、そういったものがないのかとか、そんなような内容での質疑がございました。

建設部参事

若干補足をします。昨日の権利者の説明会は、このお手元の検討委員会として説明会をしたのではなくて、駅前ビル株式会社がこれまでの地権者との接点ということがあって、そちらを主体に説明会を開催しました。私どもはあくまでも小樽市も権利者の一人でございますので、権利者という立場の中で出席をさせていただきました。あと、意見の中で特に言われたことは、設計プランについては、コンペを使ったらどうかというお話もございましたが、当然これからのことでございますし、一切まだ決まっていないと。これからの議論の中でじゅうぶん検討したいという話しはしました。

大畠委員

事業手法の比較ということで説明されたように聞いております。そうしますと、今、駅前だけの、サンビルだけの再開発なのか、あるいはまた、隣接の何件かがございます。手宮川、ここもかつてビルを建てようという動きがあって、いろいろ何かがなされたわけでございますし、できればこの事業手法の中にサンビルと隣接も含めたことも、検討される可能性というのはあるのですか。

(建設)まちづくり推進課長

隣接地も含めた計画についてというご質問でございますが、現在いろいろなパターンといいますが、いろいろな検討をしております。再開発の条件の中で、現有地だけではできないという解釈もございますし、また違った手法をとれば、同じ再開発の事業でも、もう一つ事業手法を使えば現有地でできるという部分もございますし、そういった意味でいろいろな手法がございます。ただ、広げることによって、権利者なりあるいは事業費など、その部分で大きくなる部分もございますので、トータル的にどういう形がいいのか、今後さらに議論をしながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

大畠委員

活性化委員会がそれぞれ構成されているわけですから、前に言ってあったことをもっと拡大をして、関係者の意見を聞いて、せっかく建てたサンビルが30年前設計されたものが欠陥ビルだとよく聞いております。よくそういう言葉が聞かれますので、次の世代に禍根を残さないような、もし再開発をするということになれば、設計方法をしていただきたいと、そのように願っておりますが、いかがですか。

建設部参事

ご意見があるように、駅前の重要なポイントでございますので、当然検討委員会だけに限った議論ではなくて、当然議会等も含めて、また関係市民団体の方等も含めた議論が必要だと思っておりますので、精力的にそういった取組をしたいと思っております。

大畠委員

港湾部にお尋ねします。

ソーラス条約について

ソーラス条約に基づいて、我々も事前にフェンスが張られる場所、電気の場所、そのようないろいろな資料をいただきました。しかし、いよいよフェンスが張られております。私も昨日も今日もフェンスが張られている場所を見てきているわけなのですが、図面で見ただけでも、実際にはずいぶん違う、そういうような実感も持っております。

そこでちょっとお尋ねしますが、中央ふ頭になりますか、インフォメーションというか、サハリンフェリーターミナルがあるが、ここの中には税関の出先があるのです。しかし、現場へ行ってみますと、蚊帳の外、網の外なのです。そうすると、この企業というのはいったいどうなるのだろう。出入り口はかなり両方回らなければゲートがない。出入り口がない。そういう中で、この位置づけをどのように考えているのか、この点について伺います。

港湾部長

港湾施設名でいきますと、外航船客公共待合所という上屋なのですが、経緯を若干お話ししますと、ご存じのように、利礼航路の上屋として使ってまいりまして、それ以降、平成7年の日ロ定期フェリーが就航したときに、ただいま申し上げたような施設名に変更し、日ロフェリーターミナルという位置づけである上屋を活用したと。その日ロフェリー航路を就航した時点で、税関、C I Qの関係といろいろ相談をして、いわゆる小樽市として定期航路を結んだということも含めて一般客のサービスということで、市が税関にお願いをし、あの上屋を定期航路に限って通関手続ができる指定の場所ということにさせていただいて、今の上屋の中にあるいろいろな設備と申しますか、荷物の置く台ですとか、これについては港湾部が用意をして、税関の人に出張してきてもらっていると、こういう認定順になっていたと。それが日ロフェリーの現在のサハリン政府というのが、いわゆる元のソーラス条約の中の船舶の安全管理の中で、貨客船が持たなければならない船の装備、それがじゅうぶんでないということで、実質貨物船に乗ってくる乗客程度の定員しかとれないという現状に今なっております。そういったこともありまして、あそこの利用がほとんどないと、こういう状況でございます。したがって、改正ソーラスに基づくフェンスの設置については、現行通関手続等々のC I Qの手続をあの場所でやっていませんので、純粹なる外航船舶公共待合所ということで、他のバースに泊まっている外航船の乗組員が訪ねてきたり、それから特にロシアのインフォメーションセンターもあそこに移して、サービス機能も持たせているものですから、我々としてはネットから外しまして、そういう機能を中心にこれから利用していこうかと、こんなふうにならざるを得ないところがございます。

大島委員

ロシアインフォメーションがあるということですが、現行のネットを含めてですけれども、これだけ高いネットを張られて、果たして岸壁に接岸した外国人が、この建物まで来るだろうか。確かに昨日は工事中でした。しかし、10分か20分ある間に、何人かは外国へかけられる公衆電話を使っております。そしてまた、店の方に、調子が悪かったのかどうか分かりませんが、尋ねて、またかけ直していたと。そういうサービスが今度は全くできなくなる可能性があるのかなというふうな先ほど見て回って来て思いました。いずれにしても、今度は小樽・ホルムスクの定期航路が始まりまして、これも月2回ということがございますけれども、そうすると、多くの今まで以上にロシアからの関係者が出入りするだろうと。そうすると、金網を通して、どこかの何かみたいに金網を通してこの相手とのやりとりをするのかなと。これは売店の方にとっても、非常に死活問題だというふうに見てまいりました。ホルムスクの船は、どこの岸壁を利用するのですか。

(港湾) 港湾振興室長

今、お互いに話し合っているところにつきましては、新たに来るマリナツベタエヴァ号、ファルフトジノフ号につきましては、今、外航船客公共待合所があります中央ふ頭の手宮側の岸壁と、それから港町の岸壁の間の堺町岸壁に着くということで計画してございます。

大島委員

そうすると、税関機能はそのままにして残しておくという理解でよろしいですね。それで、また必要であれば再開すると。再開するということであれば、当然その出入り口というのは、蚊帳の外ですから必要だろうと思いますが、その点についてもいかがですか。

港湾部長

先ほど申し上げましたように、ソーラスの設計をする段階で、定期航路の話というのは急に決まったものですが、いろいろな諸準備の段階での設計は、今現状の姿のような形でやってまいりまして、今ホルムスク航路は1,150人定員でぐるぐる回りますので、日本からの出国者の人数が、いわゆる観光客でいうと多くなれば、旅行代理店を含めて要望があれば、税関としてこの上屋を使ってもいいですという、こういうお話もございまして、これからホルムスクの定期航路の日本側の出国等の状況を見ながら、この上屋を利用してC I Qの手続が一つできるかどうか。

そういう機能を持たせるように、例えば今つくったところの一面のフェンスの網を、門扉式にするという、車両は通れないけれども人が通れるという、こういうようなものに将来変更するというようなことで、その通関を含めた手続きができる上屋に、将来的に需要があれば変えたいと。もう一つは、この船客待合所というか、そのほかのソーラスにないパースも含めて、ほかのところでいろいろ利用している外国、いわゆるロシア人も含めて外国人なり、日本の客もいるので、それを当然その待合所なり、そのいろいろなインフォメーションというか、そういったサービスも当然受けられるようにしていますし、売店もございますから、それは網の中に全部突っ込んでしまうと、網の中に入っていかれないわけですから、網の外に一応出しておいて、そしていろいろ利用をしてもらうということで考えていますので、今は網の外に出して、それから将来C I Qの関係の手続きがどうしてもやはり需要が多くて、こちらでやってもらうような状況になれば、そういった対応を新たにネットを張るなり、門扉にするなり、こんなことをちょっと考えたいというふうには思っております。

大畠委員

ソーラス関連業者への説明について

時間が来ていますのでまとめますけれども、港に行きますと、多種にわたる民間の方々がロシアを相手に商売を車はもちろんのこと、今日行ってみましたら、家具を満載に積んだトラックが北朝鮮の船でしたけれども、積んでおりました。そういうことで、港湾というのは、今までもいろいろな問題が提起されております。残された車の問題、それで今まで出入りをしていたタクシーなんかの業者に対しては、どのような指導をしていくのか。そして、どこですか。また、今までと同じような積み残したものを放置される心配はないのか。あるとすればどのような対応をするのか、その点について伺います。

教育委員の長期欠席者について

最後に、教育委員会にお尋ねします。教育委員会に平成15年、16年の定例会の資料を提出していただきました。これを見ますと、長期に欠席をしている委員がおりますけれども、この理由はどういうことなのか。これを見ますと、5月の段階で約半年以上欠席しています。私は、今、小学校の統廃合という大切なこの状況の中で、何かの理由があって欠席をしているのだらうと思いますけれども、委員会として支障はないのか。そしてまた、この方は校長様の方だというふうには私は認識しておりますけれども、復帰の見通し等について、お聞かせください。

(港湾)港湾振興室長

ソーラス対応の今ご質問にありましたいろいろと商売をやっているの方々につきましては、先般一応港湾業界の方に説明が終わりました。本日、6時からご案内を差し上げて、うちが把握できる範ちゅうの業者の方を今日ご案内いたしまして、一応ソーラス対応のゲート管理の方法について、説明を差し上げたいと思っております。その内容につきましては、あくまでも世界的に批准されたテロ対策の一環として国が定めました法律の中で、ゲートの管理をしまして、不特定多数の人を入れない。逆にいうと、世界的に国際法として認められるゲートの管理をしながら、外国船舶の行き来をやっていこうという理解を求めながら、話をさせていただきたいと思っております。また、当然一般の釣りの方たちにも入られないということを、いろいろな形で周知していきたいというふうにご考えてございます。

教育長

教育委員会は教育長を含めて5人の委員が出席するということになっておりますが、3人出ると成立という形で、ただしその中で教育長は必ず出席することと、そういうふうになっています。お尋ねの委員は、昨年暮れに重い病気にかかりまして、3月ぐらいに重篤頭が上がらないような状況でございます。奥さんから私の方にいろいろ進退について相談があったわけですが、本人は何とか回復して、教育委員の仕事をしたいと、そう望んでおられましたので、そういう状況の中でいろいろ進退の話をするのは、いかがかと思ひ、考えておりました、5月末にお話がありましたように、私が相談を受けることになっておりますので、今後教育委員会として教育委員長とも相談をしながら、進退のことについても、相談するような形になるのではないかと考えております。

大島委員

港湾部、今日18時から関連業者について、これは相当な数になると思います。私が心配しているのは、今までもいろいろ指摘されていた残がいの問題、これが今度は網の外に出されたら、これはもう直接市民と目につく場所です。それで、また交通の支障にもなると思いますので、この点についても、じゅうぶん今後監視を続けて、かつての港湾の状況が再び起こらないような監視活動を続けていってほしいし、また業者にも注意をしてほしいと、それを要望いたします。

教育委員会へですが、重い病気ということでございますが、一日も早い回復を願ひまして、そしてまた本人がそういう強い要望であるのであれば、復帰できることを強く期待をして、質問を終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。れいめいの会。

上野委員

5項目、前半の1、2、3は一般質問関連でございます。一問一答で終わりたいと思いますので、明快なるお答えをお願いします。

赤字解消施策について

まず一番目に、16年度財政方針につきまして、16年度予算執行と赤字解消のめどにつきまして、一般質問を行いました。市長からは短い答えでございましたけれども、本当にいい答えが返ってきたと思います。しかし、最後の方でございますけれども、特効薬的なものはないというような、これは事実だと思いますけれども、15年度決算だとか、19億円の問題、私としましては、前回は浄財箱を置いたらどうかなんていうことを言って、市長はそれはできないと言われましたけれども、できるならば、市民にもう少し今困っていることをきちんと伝えることが大事ではないかと。2月、3月では、さらに市民に浸透したのですけれども、やはり2か月、3か月たってしまうと、市民もそのことも忘れてしまう。我々も、それから行政の方も、そこら辺をなかなか忘れるというようなことで、19億円の赤字解消、けちけち大作戦というような横断幕を市に張って、本当にみんなが毎日毎日そういうことをしなければならぬということの意識を持たないと、なかなか特効薬はないのです。少し問題あるぐらいいちけちすることによって、やはり赤字解消の特効薬になると思いますので、これをまずお答え願ひます。

財政部長

本会議にもお答えしましたけれども、今回の形式的な黒字ということで、わずかながらでございますけれども、その旨はございます。しかし、それによって、この今までの張り詰めたものが切れるようなこと、あるいは緩んでいくようなことがあってはならないと思っています。ご存じのとおり、この15年度についても、先ほどお尋ねがございましたけれども、構造的にはもう他会計から借りるものは借りたりとか、そういうようなことをやって編成した中身の中での決算見込みでございますから、実質的には非常に重篤な患者であることに変わりはありません。なおかつ、平成16年度予算についても19億円の赤字でスタートしてございますから、これを今後いかに縮小し、解消していかなければならないかという重い課題は依然としてついて回っているわけであります。

昨年、秋に議会の皆様にもお話をさせていただいた数十項目の中に、いまだまだ17年度から実施したいというものが残されております。一つには使用料の問題がございます。民生施設であるとか、社会教育施設、社会体育施設、これらについて、長期間見直しを行っておりませんから、今年度中にそれらを見直しし、何とか17年度から新たな形でスタートをしたいと思っておりますし、加えて、補助金についても、これまで数年の間に段階的な見直しは行ってまいりましたけれども、抜本的な考え方というのをまだ出しておりません。したがって、それらも今年度中に考え方をまとめたと思います。こういった大きなものも今年度控えてございますから、そういうものも昨年9月からこの財政状況については、広報でお知らせをしておりますけれども、こういったものについても、事あるごと

に議会の皆様にもご相談し、あるいは広報にも掲載をし、それからマスコミにもお力もおかりするなどして、できる限り市民の皆様にも周知を図っていきたいというふうに考えております。

それから、今の節約の関係でございますけれども、幸いなことにこれは昨日、某テレビ局で放送がございました。たいへんありがたいと思っておりますので、今後とも機会を通じてマスコミの方にもお知らせをし、できる限り取り上げていただいて、小樽市の懸命な努力といいますか、その辺を広く知っていただきたいと、こういった努力を続けていきたいというふうに考えてございます。

上野委員

小樽ジャーナルのインターネット上でも、日本一の貧乏都市ということで載っていますので、これは笑っていいか、本当に真剣に考えたらいいかというような人もおりますので、そういうことも含めて、ぜひ市長が一生懸命やっているというふうに私は思っていますので、頑張ってきて来年3月の決算には、いい数字が出ることを期待いたします。

通勤列車の快速化について

次2番目に、通勤列車の件でございますけれども、最終電車のことはなかなか難しいことは私もわかっています。だいたい1割5分から2割くらいしか乗っていませんので、なかなか難しいのですけれども、これはいいですけれども、朝の快速化、これも答弁いただいたのですけれども、これはある程度できそうな感覚がございます。というのは、やはり今後築港地区に住宅ができる。通勤者が札幌に行くという、今からやっついていかないと、この電車というので、近いところが、これはすごく効果がありますので、これについてももっともって強めに、朝、小樽から行く場合は、各駅にとまるのもいいのですけれども、札幌駅に行くのが大半でございますので、これについて、再度意気込みだけお聞かせください。

(市民)総合サービスセンター所長

この件につきましては、JR北海道と私どもも話させていただいております。現状、快速電車の時間帯は7時台というのはゼロでございます。8時台が2本という形になって、1本がホームライナーという形になってございます。この快速便の増発と申しますか、大きなデメリットはやはり小樽駅の利用客の減少ということが非常に大きなネックになっているというふうに伺っております。少子高齢化ということで生産人口の減ですとか、それから通学生の減ということが、これは大きな要因になっていると思っておりますけれども、小樽から快速便を増やすと申しますと、ダイヤの改正上で普通便を削らざるを得ない。そうすると、銭函、朝里など、普通便で利用される周辺住民の方が非常に不便になるということもJRから伺っております。

ただ、利用客の増、上野委員がお話しされましたように、築港あたりから人口が増えて、乗客が増えるようになれば、また新たな展開が出てくると思われれます。大きなプラスの要因ともなりますので、そういうところも含めて課題はかなりあると思っておりますけれども、解決をしながら、改めてまたJRの方にもお願いしていきたく、こんなふうに思います。

上野委員

よろしく願いいたします。

教育委員について

次に、教育委員の件について、先ほど大畠委員からもございましたけれども、この間答弁をいただきました。統計的には現在まで20人ぐらいの委員がいたのですけれども、そのうちの17人が委員長を最後にやめているという。あと3人が委員長を終えても、また3年間やっていたことがありましたけれども、統計的には委員長を終えてからすぐにやめるということが多いのです。なぜ私がこれを言ったかということ、小樽の教育行政、教育委員がきちんとやっついていかないと、なかなか小樽の教育は変わらないと思うのです。いろいろな細かいことも私は質問しますが、そこには教育委員という制度がございますので、この点、特にいろいろな理由があると思っております。委員長を

終えてから、また在任期間やるといふ。道の関係とかいろいろ理由があると思いますけれども、その辺を再度、この委員がいい悪いではないのです。私は教育委員というのは何でかということ、人物ではなく、その委員の与えられたもの、これに対してこのままでは困るなと思いますので、再度また教育長に答弁いただきたいとします。

教育長

小樽市のただいまの教育委員は、平均で在職期間は5.2年というふうになっております。それは、現在2期8年という一つの期限にしていますが、5年目の経験、6年目の経験、8年目の経験というような形で1年ごとになっております。それで、委員長の話としまして、教育委員というのは、非常に大事な仕事だと。単なる委員会の事務についていろいろ意見を言うだけではなく、PTA連合会の会合であるとか、あるいは地区へ出かけて行って、児童・生徒の水泳講習なり、スキー講習会に行つてあいさつをしたりといったような、慣例的な仕事がたくさんあります。教育委員長を早くに経験して、そして事務になれるようにという、そういう話の中で、3人の委員長が存在しております。この10月から8年の委員の方がおやめになりました。その次の年は7年の委員が出て、委員の交代期に入りますので、そういう教育委員の仕事の重要さをよく考えて、そういうことについて、市長の意見も聞きながら、検討していかなければいけないと、そういうふう考えております。

上野委員

これについては、常任委員会などもございますので、そのときにいろいろお聞きしたいとします。

バスの回数券について

次に、老人パスが改正になりまして、もう執行されております。前回は数字が出ていましたけれども、個人負担が100円となってございます。特に私は老人とつき合う機会が多くて、利用者の方は100円を出すのが大変だということです。実際そうですね。我々だったら、ポケットにばんと100円を入れておきますけれども、おばあちゃんあたり、なかなか財布開いてというのがありますので、これも検討はしていると思います。100円の回数券、これはプレミアムをつけなくても10枚を1,000円で売るとか、これはリスクがちょっとかかりますけれども、中央バスができないことではないと思うのです。あれを1枚つくるのに何円かかりますか。ですから、そのリスクと言われれば、ちょっと違うと思いますので、きっとそういう答弁になるとは思いますけれども、リスクでなくて、実行するという。お年寄りではせつかく100円を出すことになったのですから、パスと一緒に券を1枚出せばそれで済むことですから、お金を探すというのも大変でございまして、小さい金があれば両替というのもございますので、ぜひこの回数券を取り組むというふうにお答えをいただければありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

福祉部長

回数券というお話、もっともなご意見でございます。私ども、バス会社と今年度協議する中で、決めの中で、このバス券なり、回数券あるいはプリペイドカードこういうものを利用できないだろうかということの申入れを、実はしてまして、そういう中で、今回契約に当たってはできないと、こういう返事でございました。そういう中で今できていないわけでございますけれども、また改めて私どもバス会社との話し合いをしていく中で、これは今後も要求をしていくというような話を、そして今後また検討してほしいと、こういう話も申入れをしておりますので、また議会の方からのご意見もあったということで、申入れはしていきたいというふうに思っています。

上野委員

ぜひ、実現してください。お願いいたします。

理事者の出席員について

議会運営委員会の確認事項に総括質疑の日という項目がございます。次長職以上を原則とし、課長職は各部で調整することとなって、うんぬんと書いてございますけれども、私も1年たつてこの予算委員会、大概3回のうち2回か1回は必ず出ますけれども、どうも一回も答弁していない方がかなりいるようですが、これは変な言い方ではないですよ。それだけ質問がないということなのです。本当は質問すればいいのですけれども、ないから、質問し

ないからで、今日もこれで何人来ているのですかね。かなりいますので、90人が100人か。次長職以上という、そんなにいないはずですよ。20何人か、そんな膨大な数ではないと思うのですけれども。部長と次長と三役入ると48人。これは半分以下になるのでないかと思えますけれども、いろいろ担当に質問される場合は部長、次長ではなかなか答えられないような細かいものがございましてけれども、これはじゅうぶんわかります。ですけれども、やはり今こういう状況でございますので、一日いっぱい何も全然関係ないといったら失礼なのでございますけれども、そろそろ私も過去に議員の質問した部分を聞いていますけれども、こういう時期でございますので、自分の職場に戻って、それをやってほしいと思います。(拍手)

また、小樽には兼務というのがあるのです。こちらの仕事をやりながら、こちらもやっていると。官庁とかいろいろなところで、何人がいます。今日も、収入役を向こうの大変なところに今監禁していますから、そういう傾向はたくさんあるのです。そういうことも踏まえて、せっかくこういうふうの確認事項になっていますので、これは私が言ったらどうか、ぜひ、そういうことで効率化を図っていただきたいと思います。

総務部長

全くそのとおりです。我々の方の判断といいたし、説明員というのは、部長、次長ということで、部に所属している者と、各委員の質問事項、事前に総務課長が汗を流して、いろいろ質問事項を聞いていますので、その中の範囲で課長も出席ということで、一応線を引いています。質問事項の内容の課長の判断というのは、各部で任せますけれども、しかしながら、過去のいろいろな経緯があって、こういう言い方をしたら、たいへん失礼ですけれども、突然質問が出てくるとかというときに、対応しきれない部分があるということで、そういうこともあるので、質問がなくても課長が出てくるという場合もあるものですから、いずれにしても出席の人数を減らすということは、我々も同じ考えでございますので、そこら辺も再度整理して、最小限にしていきたいように思っていますので、よろしくお願いたします。

上野委員

大島委員に、私がこういうことを言うと怒られます。そんな意味ではないのですけれども、やはり突然質問する人もいます。ある意味で、この流れというのをつかんで、失礼なのですけれども、今日が出るぐらいの感覚を持って、やらなければ私はだめだと思うのです。今、総務部長から聞きましたので、ぜひ我々も頑張りますので、そちらの方も、我々もこんなにたくさんいたら、なかなか言いづらいのです。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時53分

再開 午後5時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

菊地、古沢両委員より別紙お手元に配布のとおり、修正案が提出されております。提出者より、趣旨の説明を求めます。菊地委員。

菊地委員

それでは、日本共産党を代表して、お手元にあります議案第2号及び第8号に対し、修正案を提案し、趣旨説明をします。

平成16年度小樽市一般会計補正予算についての修正案は、老人医療費助成制度、福祉医療助成制度の拡充を図り、

高齢者、重度障害者、ひとり親世帯、子育て世帯が医療費の心配することなく、生き生き生活できることを支援し、あわせてさくら学園の民間委託に反対し、現行どおり、これを堅持する内容のものです。

北海道の医療費助成制度の見直しには、北海道の医療助成を考える会が重度障害者医療費1割負担導入の撤回を、知事と道議会に求めています。その運動を支援する団体は、169にも上っています。こうした声に、道議会与党会派からも、患者負担軽減の検討をするよう附帯意見が出され、道保健福祉部は検討委員会を設置しました。小樽市の老人医療費助成制度は、7月で打ち切り、ひとり親世帯の親の通院助成を非課税世帯で1割、課税世帯には3割の自己負担を求めるなど、道の医療費助成制度見直しに追随して、一気に支援すべき施策の切捨てを図ったもので、認めるわけにはいきません。

地方税の改正、年金の物価スライド制による実質受給額の目減りなどなど、生活破壊がメジロ押しで、高齢者や労働者世帯を襲っている中で、このたびの医療費助成制度の改悪は、必死に生きている高齢者、ひとり親世帯、子育て世帯、重度障害者にさらなる負担を強いるものです。あわせて、小樽市が世代を超えて支え合う地域づくりを目指してきた積極的施策をほうぼうに追いやるものです。

ふれあいパスに一部受益者負担が導入されて3か月、中央バスの調査でも乗車率が40パーセントも落ち込んでいます。このことから見ても、ひとつき1万円近い医療費の負担は、高齢者が生き生きとした生活を送ることを困難にすることは明確です。

このたびの修正案では、道の助成制度を現行どおり、拡充した部分は上乘せして施行することを前提にして組み立てました。道には現行どおり補助金を支出していただく。拡充部分の財源は、当面、雑入金の補正を減額して修正し、その財源としています。札幌市議会では、北海道医療給付事業補助制度の拡充を求める意見書が、全会一致で採択されました。当然小樽市議会として、北海道に対しては、同様な意思表示が必要です。

昨日の委員会の討論では、他会派からもこの負担増になる世帯への心配の声もありましたので、委員の皆さんのご賛同いただけるものと期待して、修正案の提案説明といたします。

委員長

これより、一括討論に入ります。

共産党、古沢委員。

古沢委員

共産党を代表して討論をいたします。

議案第2号及び第8号は我が党提案の修正案に賛成、したがって原案に反対です。議案第5号、第7号、第13号には反対、報告第1号は不承認、そして陳情については継続審査中の案件を含めて、すべて採択を主張します。

詳しくは本会議における討論で述べることにいたしますが、本特別委員会に付託された案件についていえば、その中心案件は、市民の暮らしとの関係において、何といたっても医療4事業の助成見直しに関するものであります。つまり、議案第2号、第7号、第8号及び陳情6案件のうち、5案件がそれであり、市民の多くの願いは、命と健康を守るために何とかこの助成制度を残してほしい、守ってほしい、この声に行政はもとより、議会としてどのように答えていくのかが問われるものになっています。昨日もまた、提案趣旨説明で菊地委員も紹介したように、この点でいえば、札幌市議会における全議員、全会派一致による意思決定、つまり北海道医療給付事業補助制度の拡充を求める意見書の採択、決定であります。

要約説明いたしますと、道の四つの事業の医療補助制度の見直し、これに対して、父子家庭への拡大や乳幼児の対象年齢を引き上げる。こうした評価ができる面があるものの、全体としていえば、患者負担、これを増やす内容になっているということを確認した上で、高齢者の医療費負担は現行の1割負担から一般と同じ3割負担に引き上げられてしまうこと、日常的に医療を必要としている重度の心身障害者が重い負担を強いられることになること、最も医療を必要としている人たちの医療の機会を狭めてしまうことに対して、危惧しています。その上で、北海道

医療給付事業補助制度の拡充を進めるとともに、いっそう整備をするよう強く要望する意見書であります。

こうした立場から、提出したのが我が党の修正案であります。札幌市議会等のこうした態度決定、意思決定に、真しに学ぶ必要があるのではないかと思います。ぜひ、委員各位の賛成をお願いして、討論とします。

委員長

続きまして、自民党、佐々木茂委員

佐々木(茂)委員

陳情第42号、第43号につき、反対の討論をさせていただきます。

今定例会に提出されております陳情第42号重度心身障害者医療給付事業の存続拡充方について、また、第43号重度心身障害者医療助成制度の見直しの撤回と、制度の充実方については、陳情の願意はじゅうぶんに理解できますが、国の三位一体の税源移譲、道の施策、市の財政状況もあり、さらなる検討をする必要があると思われまますので、財政再建団体への転落を避けるべく、やむをえない措置であり、陳情は反対といたします。

詳しくは、本会議にて討論をいたします。(拍手)

委員長

続きまして、市民クラブ、大島委員

大島委員

市民クラブを代表して、議案第2号、この原案及び修正案、議案第7号、議案第8号の原案及び修正案は否決、陳情第23号、第28号、第32号、第36号、第42号、第43号は採択の討論を行います。

陳情第23号につきましては、昨年第4回定例会、今年の第1回定例会にも述べてまいりましたが、私ども市民クラブは陳情者にお会いして、その趣旨のお話を聞きました。また、実際に現場へも行くなどして、調査を重ねてまいりました。各会派の皆さんにもこの教室に子どもを通わせている保護者の方々の切実な思いを受け止めていただき、ぜひとも採択の態度表明をお願いしたいと思っております。陳情第28号及び陳情第32号につきましては、子育て世代を支援する立場から、採択を主張いたします。陳情第36号、第42号、第43号につきましては、現時点での各種医療助成の見直しについては、時期尚早の感がぬぐえないことから、採択の態度といたします。

よって、議案第2号については、厳しい財政事情の中で、やりくりに対し、理解できる部分もありますが、助成制度の減額分が含まれていることから賛成いたしかねます。また、議案第7号、第8号については、助成制度の変更でありますので、否決といたします。福祉については、何よりも市民の方々の切実さをじゅうぶんに調査し、実態に見合った施策でなければならないと考えます。今後、入札の在り方も見直すなど、事務事業を精査し、現在の財政状況を一刻も早く乗り越え、本当に困っている方たちに、温かい手を差し伸べられるよう、よりいっそう努力をしていただきたいと強く要望し、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案2号及び第8号に関する修正案について一括採決いたします。

いずれも可決することに賛成の委員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について一括採決いたします。

いずれも原案どおり可決することに賛成の委員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第28号、第32号、第36号、第42号及び第43号について一括採決いたします。

いずれも採択と決定することに賛成の委員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、陳情はいずれも不採択と決しました。

次に、議案第7号について採決いたします。

可決と決定することに賛成の委員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第5号及び第13号並びに報告第1号について一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と決定することに賛成の委員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は採択とそれぞれ決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これも高橋副委員長はじめ各委員と市長をはじめ理事者の皆様のご協力によるものと深く感謝いたしております。意をじゅうぶん尽くしませんが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。